

令和8年度 教育・保育施設等入所のご案内

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市子ども部保育課（市役所本庁舎2階）

【入退所手続き等の問い合わせ】

保育事務センター ☎028-632-2383・2391

【入退所等に関する個別の相談（子どもの健康状況や広域入所等）に関する相談など】

【保育施設を運営する事業者の方】

入所・給付グループ ☎028-632-2393・2394



目 次

1	教育・保育施設等について・・・・・・・・・・P	1
2	入所の申込みができる基本的な要件について・・・・・・・・P	2
3	支給認定申請について・・・・・・・・・・P	2
4	申込みから入所までの流れ・・・・・・・・・・P	4
5	入所の申込みについて・・・・・・・・・・P	6
6	郵送による申請について・・・・・・・・・・P	9
7	マイナポータルによる電子申請について・・・・・・・・P	10
8	保育施設等への「育児休業明け入所予約制度」について・P	11
9	送迎保育ステーションについて・・・・・・・・・・P	14
10	広域入所について・・・・・・・・・・P	16
11	利用調整について・・・・・・・・・・P	18
12	利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・・・P	20
13	利用者負担額（保育料）基準額表（月額）・・・・・・・・P	22
14	幼児教育・保育の無償化について・・・・・・・・・・P	23
15	よくある質問（Q&A）・・・・・・・・・・P	24
16	入所後のお手続き・・・・・・・・・・P	30
17	保育施設等一覧表・・・・・・・・・・P	32
18	位置図・・・・・・・・・・P	38
19	その他保育サービスのご案内・・・・・・・・・・P	40

1 教育・保育施設等について

教育・保育施設等とは、「幼稚園」「認定こども園」「保育所」「地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）」になります。

なお、当入所案内においては、保育が利用できる施設（認定こども園、保育所、地域型保育事業）のことを保育施設等と表現します。

幼稚園とは

満3歳から小学校就学前までのお子さまが、さまざまな遊びを通じた教育を受け、小学校以降の教育の基盤を培うことができる子どもが会う一番初めの学校です。

お昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施します。なお、幼児教育に従事する職員は、「幼稚園教諭免許」を有しております。

認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設で、学校教育・保育を一緒に受けることができます。

認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があります。

保護者の働いている状況に関わりなく、学校教育・保育を一緒に受けることができます。また、すべての子育て世帯を対象に、子育て相談や親子の交流の場を提供します。

なお、学校教育・保育に従事する職員は、「保育教諭」又は「幼稚園教諭免許」、「保育士資格」のいずれかを有しております。

保育所とは

保護者の就労状況などに応じて保育が必要なお子さまの保育を行う児童福祉施設です。0歳から小学校就学前までのお子さまに、健やかな発達を保障する養護と就学前に必要な教育を実施します。

1日11時間の開所時間のほかに、園により延長保育や子育て相談、一時預かりなど様々なニーズに応じた保育を実施します。なお、保育に従事する職員は、「保育士資格」を有しております。

地域型保育事業とは

0歳～2歳児までを対象にした、地域における多様な保育ニーズに対応するための事業です。

【家庭的保育事業】

家庭的な雰囲気のもとで少人数（定員5人以下）を対象に、家庭的保育者（保育ママ）の自宅で、保育を実施します。なお、家庭的保育者は、市（町村）長が行う研修を修了した保育士、又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市（町村）長が認める者です。（家庭的保育補助者は、市（町村）長が行う研修を修了した者です。）

【小規模保育事業】

少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を実施します。

A、B型は、保育所の配置基準（0歳児は3名、1、2歳児は6名につき職員を1名配置）より1名以上多く職員を配置します。C型は乳幼児3名につき、1名の職員を配置します。

なお、保育に従事する職員は、A型がすべて「保育士資格」、B型はその半数以上が「保育士資格」を有しております。C型は「家庭的保育者」であり、市（町村）長が行う研修を修了した保育士、又は、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市（町村）長が認める者です。

【事業所内保育事業】

会社内や事業所内の保育施設などで、保育所の配置基準に基づき、従業員のお子さまと、地域のお子さまと一緒に保育します。

なお、利用定員20名以上の施設において、保育に従事する職員はすべて、「保育士資格」を有しております。利用定員19名以下の施設の職員は、その半数以上が「保育士資格」を有しております。

【居宅訪問型保育事業】

障がいや疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、お子さまの自宅で1対1の保育を実施します。

なお、保育に従事する職員は、小規模保育事業のC型同様、市（町村）長が認める者です。

2 入所の申込みができる基本的な要件について

○ 幼稚園、認定こども園の教育部分に申込みをする場合

- ◇ 宇都宮市に居住し、お子さまが満3歳（3歳になる誕生日の1日前）を迎えており、就学前であることが要件となります。

○ 保育所、認定こども園の保育部分、地域型保育事業に申込みをする場合

- ◇ 宇都宮市に居住し、保護者が保育を必要とする事由に該当することが要件となります。
（例）就労の場合、月64時間以上の就労（休憩時間を除く）を常態としていることが最低条件です。
 - ◇ 認定こども園・私立保育所・地域型保育事業については生後2か月を経過した翌月から、公立保育所については生後6か月を経過した翌月から入所を希望できます。
- （参考）

生まれ月	最 短 で の 入 所 希 望 月	
	認定こども園・私立保育所・地域型保育事業	公立保育所
4月生まれ	7月入所	11月入所
5月生まれ	8月入所	12月入所
6月生まれ	9月入所	1月入所
7月生まれ	10月入所	2月入所
8月生まれ	11月入所	3月入所
9月生まれ	12月入所	4月入所
10月生まれ	1月入所	5月入所
11月生まれ	2月入所	6月入所
12月生まれ	3月入所	7月入所
1月生まれ	4月入所	8月入所
2月生まれ	5月入所	9月入所
3月生まれ	6月入所	10月入所

※ 認定こども園については0歳児クラスの受け入れが無い園もありますので、35ページをご覧ください。

3 支給認定申請について

教育・保育施設等を利用する場合、保護者の申請により、支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

（1）支給認定区分

認定区分	認定基準	対象	利用施設
1号認定	教育標準時間	満3歳以上で、教育を希望する子ども	認定こども園（教育部分）
			幼稚園
2号認定	保育認定	満3歳以上で、保護者が就労等のために保育を必要とする子ども	認定こども園（保育部分）
			保育所
3号認定（※）	保育認定	満3歳未満で、保護者が就労等のために保育を必要とする子ども	認定こども園（保育部分）
			保育所、地域型保育事業

※ 3号認定の支給認定申請は、産後休暇明け57日目から、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合に可能です。

ただし、保育施設等の利用調整は、生後2か月を経過した翌月からとなります。

(2) 保育を必要とする事由

2号及び3号認定の支給認定にあたっては、保護者の申請に基づき、以下の基準で認定します。

保育を必要とする事由		保育の必要量（時間区分）	認定期間・保育施設に在籍できる期間
①	1か月当たり、64時間以上の就労（休憩時間を除く）を常態としていること	保育標準時間（月120時間以上の場合） 保育短時間（月64時間以上の場合）	事由に該当する期間 （※入所申請の場合 就労開始月の前月から）
②	妊娠中であるか、出産後間もないこと	保育標準時間（希望により短時間也可）	出産予定日の前後2か月の 最大5か月間
③	保護者が疾病、負傷、精神もしくは身体に障がい有して、保育が困難であること	保育標準時間（希望により短時間也可）	事由に該当する期間
④	同居の親族（長期間入院等している親族を含む）を常時介護又は看護していること	保育標準時間（月120時間以上の場合） 保育短時間（月64時間以上の場合）	事由に該当する期間
⑤	就学・技能習得していること	保育標準時間（月120時間以上の場合） 保育短時間（月64時間以上の場合）	事由に該当する期間
⑥	災害復旧にあたっていること	保育標準時間（希望により短時間也可）	事由に該当する期間
⑦	虐待やDVのおそれがあること	保育標準時間（希望により短時間也可）	事由に該当する期間
⑧	求職活動していること	保育短時間	3か月間
⑨	育児休業取得時に、既に保育を利用しているお子さまがいて継続利用が必要であると認められること （※在園児のみ認定対象）	保育短時間	31ページ参照
⑩	その他、お子さまを保育できない特別な理由があること	市が認める時間区分	事由に該当する期間

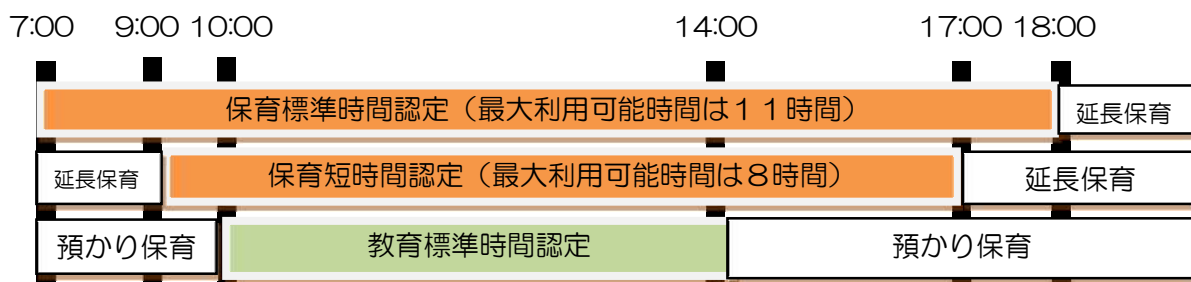
(3) 保育の必要量の区分

保育施設等を利用できる時間は、保護者の「保育を必要とする事由」に応じて、「保育標準時間」（最大利用可能時間は11時間）と「保育短時間」（最大利用可能時間は8時間）の2つに区分されます。

なお、保育の必要量の区分は1か月を単位として認定します。

保育の必要量のイメージ

それぞれの世帯の就労実態等に応じて、認定の範囲内で利用することになります。



※ 上記はあくまでもイメージであり、開始、終了時間は施設により異なります。

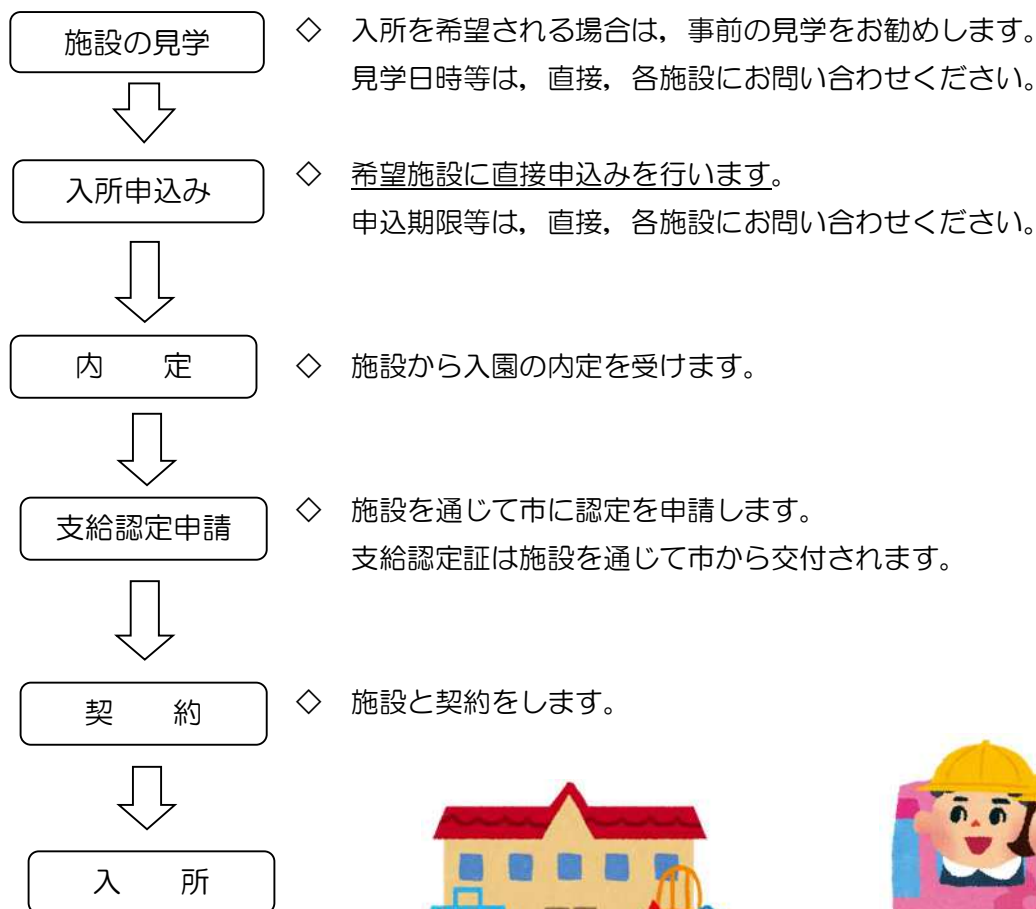
※ 「保育標準時間」「保育短時間」の時間帯は、施設ごとに決定するものであり、利用時間によって延長保育料がかかる場合もあります。施設ごとの「保育標準時間」「保育短時間」の時間帯は、32ページ以降の「17 保育施設等一覧表」をご参照ください。

(4) 支給認定申請についての注意事項

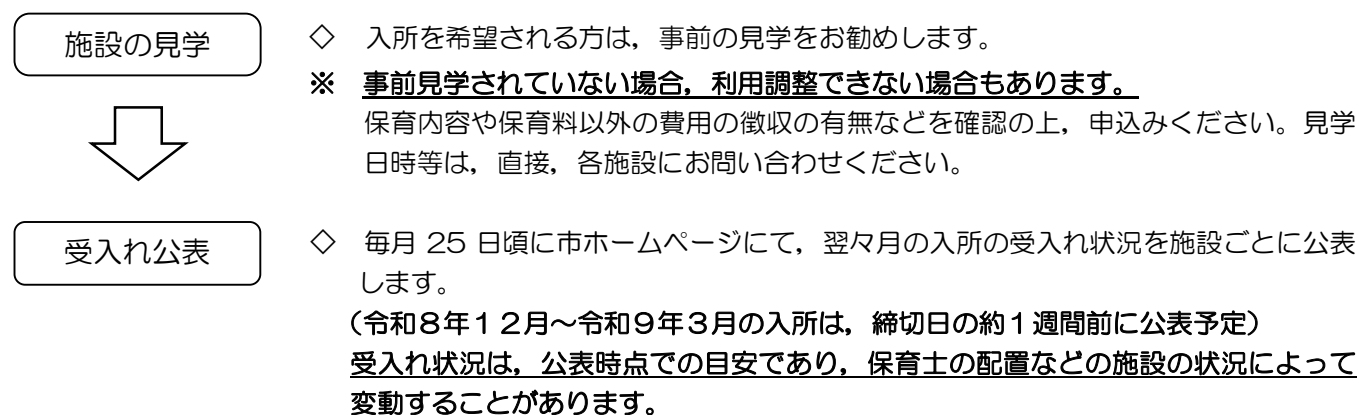
- ・ 保育を必要とする要件について虚偽の申請を行った場合、過料が科されたり申請が無効になったりすることがあります。
- ・ 保育施設等の入所後に、退職や育児休業などで上記の要件がなくなった場合や、市外に転出した場合、当月末で退所となる場合もあります。
- ・ 申請開始の要件が妊娠・出産要件で入所が決まった場合、要件期間満了後に引き続き在園することを希望されても、保育施設等は妊娠・出産要件の満了をもって原則退所となります。
- ・ 支給認定を受けた保護者の方へ「支給認定証交付通知書」を送付いたします。
「保育施設等利用調整結果通知書」とは異なりますのでご注意ください。

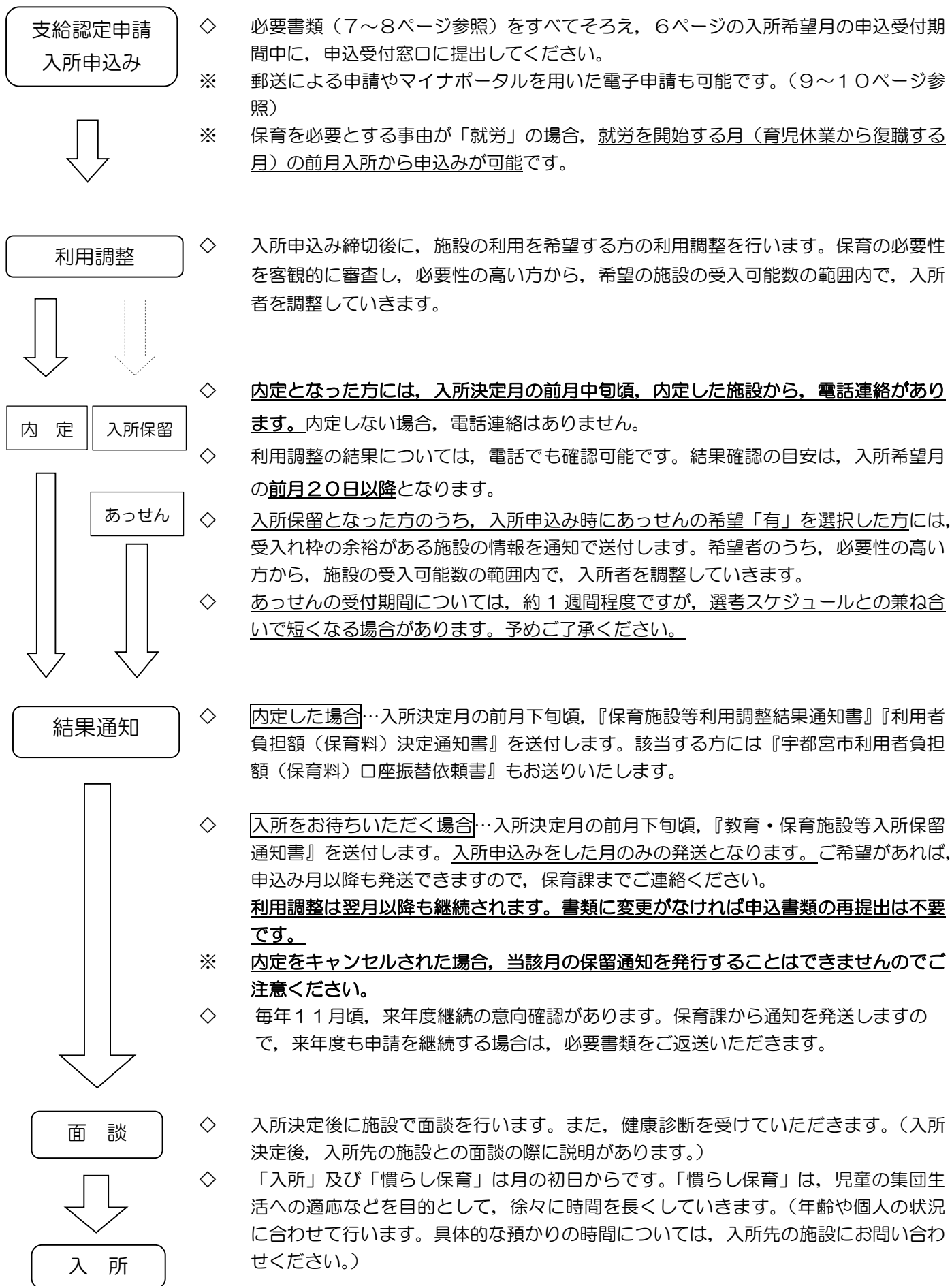
4 申込みから入所までの流れ

幼稚園、認定こども園（教育部分）に申込みをする場合



保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業に申込みをする場合





5 入所の申込みについて

申込受付期間等

令和8年度	入所希望月	窓口での申込受付期間	受入れ状況公表予定
	令和8年5月	3月6日（金）～4月6日（月）	3月25日頃
	令和8年6月	4月7日（火）～5月7日（木）	4月25日頃
	令和8年7月	5月8日（金）～6月5日（金）	5月25日頃
	令和8年8月	6月8日（月）～7月6日（月）	6月25日頃
	令和8年9月	7月7日（火）～8月5日（水）	7月25日頃
	令和8年10月	8月6日（木）～9月7日（月）	8月25日頃
	令和8年11月	9月8日（火）～10月5日（月）	9月25日頃
	令和8年12月	10月6日（火）～10月30日（金）	締切日の約1週間前
	令和9年1月		
	令和9年2月	11月2日（月）～11月20日（金）	締切日の約1週間前
	令和9年3月		

- ・令和9年4月以降の申込受付期間等については令和8年10月以降に公表予定です。
- ・転園申請の受付期間も上記の期間と同様です。
- ・希望施設を変更する場合は申込受付期間中にお電話でご連絡いただければ変更が可能です。
- ・入所をお待ちいただく場合、利用調整は翌月以降も継続されます。書類に変更がなければ申込書類の再提出は不要です。なお、毎年11月頃、来年度継続の意向確認があります。保育課から通知を発送しますので、来年度も申請を継続する場合は、必要書類をご返送いただきます。

申込場所

- ◇ 保育課（市役所本庁舎 2 階D9番窓口）（午前8時30分～午後5時15分）
- ◇ 平石・富屋・姿川・河内地区市民センター（午前8時30分～午後5時15分）
- ◇ 認定こども園・保育所・地域型保育事業（開園時間内）

↳上記、保育施設等にご提出の場合は、申込みの期限に余裕を持ってご提出ください。

受入れ状況 掲載場所

- ◇市ホームページ（右記 QR コード参照）
（市ホームページ内ページ ID: 1043908）



※受入れ状況は公表時点の目安です。

※受入れ状況が「×」で公表されている保育施設等も申請可能です。

利用調整 結果

内定となった方には、入所決定月の前月中旬頃、内定した施設から、電話連絡があります。

なお、1月～3月入所で内定が決まった場合は、概ね以下の時期に連絡が入る予定です。

1月入所…11月下旬～12月上旬

2月入所…12月上旬～下旬頃

3月入所…12月下旬～1月上旬頃

※利用調整の結果については保育課及び保育事務センターへの電話でも確認可能です。結果確認の目安は、入所希望月の前月20日以降となります。（1月入所は12月上旬以降、2月入所は12月下旬以降、3月入所は1月上旬以降開示が可能です。）

電話番号…028-632-2383・2391

※入所をお待ちいただく場合など、詳細は4～5ページの「申込みから入所までの流れ」をご参照ください。

《下記①または②に該当される場合は、本庁保育課のみでの受付となります。》

①	宇都宮市外から転入予定で 申込みをされる方	宇都宮市外から転入予定で申込みをされる場合は、 <u>本庁保育課</u> またはお住まいの市区町村の窓口での受付となります。 お住まいの市区町村の窓口で申込みされる方は、16ページの「10 広域入所について」もご参照ください。
②	面接が必要なお子さま - 直近の乳幼児健診を未受診の方 - 直近の乳幼児健診で母子手帳に『要観察』の記載がある方（健康、要観察どちらにも記載がない場合を含む） - 発達に不安をお持ちの方 - 病気等で通院治療をしている方 - 母子健康手帳を紛失した方 - 発達支援児保育※を希望される方 - 医療的ケア※を必要とするお子さま	左記のいずれかに該当される方は、 <u>保育課で</u> お子さまの面接を行いますので事前にお問い合わせください。 医療的ケアを必要とするお子さまにつきましては、 <u>受入準備に時間を要するため、お早めにご相談ください。</u> また、申込みまでに別途必要な書類を準備していただく場合がございます。

※発達支援児保育とは

障がいのあるお子さまとないお子さまが共に育ちあうことを目的として、心身に障がいや発達につまりきがあるお子さまに対して、発達の状況に応じた丁寧な関わりを行う保育です。

※医療的ケアとは

たんの吸引や経管栄養等、日常生活を送る上で必要不可欠な生活を援助する医療的行為のことで、ケアを行うのは看護師等の特定の人に限られており、事前に保育課との相談等が必要です。

必要な書類

◇ 給付認定や利用調整に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認の上、提出してください。申請書類はコピー等をとって保管することをおすすめします。

全員提出が必要な書類		☒
支給認定申請書・入所（園）申込書	申込みするお子さまの人数分必要です。世帯全員分のマイナンバーの記載が必要です。	
保育を必要とする状況の確認書類	<u>父・母それぞれ必要です。</u> 8ページの「保育を必要とする要件と書類等について」をご参照ください。 ※きょうだい同時申請の場合、保育を必要とする状況の確認書類（就労証明等）は原本とコピーの使用が可能です。	
健康状況申告書	申込みするお子さまの人数分必要です。	
全員持参が必要な書類		
世帯全員の個人番号が確認できる書類（①～④のいずれか）	① マイナンバーカード	
	② マイナンバー通知カード	
	③ 個人番号通知書	
	④ 個人番号記載の住民票の写し	
申請者の身元が確認できる書類	マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等、顔写真付きの身分証明書にて住所や氏名を確認します。	

※ 教育・保育施設等の入所申込の手続きには、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」に基づき、「支給認定申請書・入所（園）申込書」へのマイナンバーの記載及び窓口での番号確認が必要です。

申請書類
配布・掲載場所

◇ 6ページ「申込場所」
◇ 市ホームページ（右記 QR コード参照）
（市ホームページ内ページ ID:1010835）



◇ 保育を必要とする要件と書類等について

保育を必要とする事由	認定に必要な書類
① 1か月当たり、64時間以上の就労（休憩時間を除く）を常態としていること	就労証明書（標準的な様式） ※ 自営業の場合、開業届出書や営業許可証、確定申告書の写しなど、客観的に事業内容が分かる書類の提出を求める場合があります。
② 妊娠中であるか、出産後間もないこと （出産予定日の前後2か月の最大5か月）	新生児の母子健康手帳の写し （表紙及び出産予定日がわかるページ）
③ 保護者が疾病、負傷、精神または身体に障がい有して、保育が困難であること	(1) 医師の診断書（保育が困難と判断できる診断書） (2) 障がい者手帳・療育手帳等の写し（氏名と障がいの程度が分かるページ） (1)または(2)のどちらかをご提出ください。
④ 同居の親族（長期間入院等している親族を含む）を常時介護又は看護していること	(1) 医師の診断書等、被介護者の介護・看護の必要性が分かるもの (2) 介護計画表（市様式） (1)と(2)の両方をご提出ください。
⑤ 就学・技能習得していること	(1) 学生証（在学証明書）の写し、受講の証明ができるもの (2) カリキュラム表等、日中の保育を行えない時間・日数が確認できるもの (1)と(2)の両方をご提出ください。
⑥ 災害復旧にあたっていること	り災証明書等
⑦ 虐待やDVのおそれがあること	第三者機関の証明
⑧ 求職活動していること	求職活動専念申立書（市様式）
⑨ その他、お子さまを保育できない特別な理由があること	市が必要とする書類

※ 上記「認定に必要な書類」における注意事項

- 入所を希望する月から起算して6か月以内の証明日のものが有効です。

（例）令和8年10月入所希望の場合、就労証明書や医師の診断書等は令和8年4月以降に発行されたものが有効。

なお、予約入所の場合は、申込み時点から6か月以内の証明日のものが有効です。

- 入所希望月以降に保育を必要とすることが確認できるものでなければなりません。

（例）令和8年10月入所希望で医師の診断書における保育が困難と判断できる期間が令和8年9月までのものは不可。

ただし、入所希望月以降の「認定に必要な書類」が準備できない場合でも、申込時点での確認書類と申立書があれば申込みできる場合がありますので、保育課までご相談ください。

※ 各種証明書の内容について、発行元に問い合わせる場合がありますので、ご了承ください。

該当する場合に提出が必要な書類		☑
父母離婚前提で別居中	(1) 世帯状況の申立書（任意の様式） (2) 離婚調停中であることが分かる書類 （裁判所からの調停期日通知書等） ※(1)と(2)の両方の提出ができない場合、父母両方の要件書類が必要となります。 ※住民票上、父母が別居していることを確認できない場合、別居の実態が確認できる資料の提出が必要です。詳しくは保育課へご連絡ください。	
外国籍の方	在留カードまたは特別永住者証明書の写し（表面・裏面）	
生活保護受給中の方	生活保護受給証明書	

入所申込み後に、保護者の婚姻、離婚、転居等により家庭状況が変わった場合や保護者の勤務先等に変更があった場合は、すみやかに保育課までご連絡ください。（利用調整の際の合計指数などに影響する場合があります。）

6 郵送による申請について（市内在住者のみ）

- ◇ 入所を希望する月の受付期間をご確認いただき、提出書類チェックシート及び申込書類をすべて同封し、封筒の表面に朱書きで「保育所入所申込書在中」と記載のうえ、下記の郵送先へ送付してください。（締切日必着分までを受け付けます。）

郵送先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市子ども部保育課 入所・給付グループ 行

郵送による申込受付期間

令和8年度	入所希望月	郵送による申込受付期間
	令和8年5月	3月6日（金）～3月25日（水）必着
	令和8年6月	4月7日（火）～4月24日（金）必着
	令和8年7月	5月8日（金）～5月25日（月）必着
	令和8年8月	6月8日（月）～6月25日（木）必着
	令和8年9月	7月7日（火）～7月24日（金）必着
	令和8年10月	8月6日（木）～8月25日（火）必着
	令和8年11月	9月8日（火）～9月25日（金）必着
	令和8年12月	10月6日（火）～10月23日（金）必着
	令和9年1月	
	令和9年2月	11月2日（月）～11月13日（金）必着
	令和9年3月	

【郵送での注意事項】

- ・ 郵送での受付期間は窓口の受付期間とは異なりますのでご注意ください。
- ・ 郵便事故について、宇都宮市では一切責任を負いませんので、簡易書留等、追跡可能な郵送方法を推奨します。
- ・ 申込受付期間外に到着した場合、入所希望月の翌月からの入所選考となる場合があります。
- ・ 郵送での申請は、宇都宮市にお住まいの方が対象です。なお、広域入所をご希望の場合は郵送での申請はできません。また、市外にお住まいの方で、宇都宮市の保育施設等の利用を希望する場合は、お住まいの自治体の窓口にご相談ください（広域入所の詳細は16～17ページの「10 広域入所について」もご参照ください）。
- ・ 「提出書類チェックシート」（宇都宮市ホームページに掲載）を参考に不足の書類等がないよう確認してください。
- ・ 提出書類に不備または不足書類があった場合、電話で連絡します。不足書類については、窓口申請の受付締切日までに必ず保育課の窓口へ直接提出してください。提出がなかった場合は、入所希望月の利用調整の対象外となる場合があります。また、認定事由に該当しないと判断した場合、利用調整にかからない場合があります。
- ・ 面接が必要なお子さま（7ページ参照）は本庁保育課に来庁が必要になります。

7 マイナポータルによる電子申請について（市内在住者のみ）

- ◇ マイナポータル「ぴったりサービス」を用いた電子申請での受付を行っています。
電子申請を利用される場合には、入所を希望する月の受付期間を確認のうえ、「マイナポータル（ぴったりサービス）」から申請してください。また、具体的な申請方法等につきましては、宇都宮市ホームページをご確認ください。

▶ マイナポータルサイト：<https://myna.go.jp/>



電子申請による申込受付期間

令和8年度	入所希望月	電子申請による申込受付期間
	令和8年5月	3月6日（金）～3月25日（水）
	令和8年6月	4月7日（火）～4月24日（金）
	令和8年7月	5月8日（金）～5月25日（月）
	令和8年8月	6月8日（月）～6月25日（木）
	令和8年9月	7月7日（火）～7月24日（金）
	令和8年10月	8月6日（木）～8月25日（火）
	令和8年11月	9月8日（火）～9月25日（金）
	令和8年12月	10月6日（火）～10月23日（金）
	令和9年1月	
	令和9年2月	11月2日（月）～11月13日（金）
	令和9年3月	

【電子申請での注意事項】

- ・ 電子申請での受付期間は窓口の受付期間とは異なりますのでご注意ください。
- ・ 電子申請の締切りは、申込受付期間終了日の23時59分までとなります。
- ・ 申込受付期間外に到着した場合、入所希望月の翌月からの利用調整となる場合があります。
- ・ 電子申請での申請は、宇都宮市にお住まいの方が対象です。なお、広域入所をご希望の場合は電子申請での申請はできません。また、市外にお住まいの方で、宇都宮市の保育施設等の利用を希望する場合は、お住まいの自治体の窓口にご相談ください（広域入所の詳細は16～17ページの「10 広域入所について」もご参照ください）。
- ・ 「提出書類チェックシート」（宇都宮市ホームページに掲載）を参考に不足の書類等がないよう確認してください。
- ・ 提出書類に不備または不足書類があった場合、電話で連絡します。不足書類については、窓口申請の受付締切日までに必ず保育課の窓口へ直接提出してください。提出がなかった場合は、入所希望月の利用調整の対象外となる場合があります。また、認定事由に該当しないと判断した場合、利用調整にかからない場合があります。
- ・ 面接が必要なお子さま（7ページ参照）は本庁保育課に来庁が必要になります。

8 保育施設等への「育児休業明け入所予約制度」について

◇ 入所予約制度について

お子さまが満1歳になる月又はその翌月中に育児休業（法令上の育児休業に限らず、法人独自の就業規則等に基づいた休業を含む）から復職する方を対象に、早期に保育施設等への入所申込ができ、結果が早く分かる、「育児休業明け入所予約制度」を実施しています。

（1）申込み・手続きの流れ

申込みの条件	- 保護者が、<u>児童が満1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、休業前の職場に育児休業から復職する予定であること。</u> <u>（産休中や育休中に退職したときは、入所予約取消となります。）</u> - 入所希望月の翌月中に復職する予定であること。 ※ 各月初日生まれの児童は満1歳に達する翌日に復職する場合のみ、前々月の予約入所申請が可能。 - 児童及び保護者の住民登録が宇都宮市にあること。 （申込み時点で宇都宮市に住民登録がない場合は、申込みできません。） （入園前に市外へ転出したときは、入所予約取消となります。） <u>申込みまでに希望保育施設等に事前見学又は見学予約をしていること。（事前見学、見学予約をされていない園は希望できません。）</u> - 乳幼児健診（1か月健診）を受診済であること。 ※ 障がいや発育上の心配があるときは、申込みの前に入所を希望する保育施設等や保育課へ必ずご相談ください。
注意事項	<u>予約入所と通常入所の併願はできませんのでご注意ください。</u> ※ 既に市内及び市外保育施設等へ申込みしている場合は、通常入所申込みを取上げる必要があります。 - 入所予約で内定した場合、<u>原則内定キャンセルはできませんので、慎重に検討した上で申込みください。</u>
入所希望可能月	児童が満1歳に達する日の前月、または当月 ※ 予約入所の申込みは1回のみです。入所希望月はお子さまの出生月と復職日に合わせて<u>どちらか1回</u>お選びください。 ※ 期間については次ページ参照
対象施設	0歳児クラスのある保育所（公立・私立）・認定こども園・地域型保育事業
申込方法	- 窓口申請（保育課、地区市民センター（平石・富屋・姿川・河内）） - 郵送申請 ※ 入所予約の申込みは、<u>各保育施設等では受付できません。</u>
必要書類	【全員提出が必要な書類】 - 育児休業明け予約申込書・同意書【入所予約制度用】 - 保育を必要とする状況の確認書類 （父・母それぞれ必要です。8ページ「保育を必要とする要件と書類等について」参照） - 健康状況申告書 【全員持参が必要な書類】 - 世帯全員の個人番号が確認できる書類（7ページ「全員持参が必要な書類」参照） - 申請者の身元が確認できる書類（7ページ「全員持参が必要な書類」参照）
入所予約選考	通常の入所選考と同様に「宇都宮市保育の実施選考基準」に基づき、入所予約選考を行います。
結果の通知	入所希望月の7か月前頃に、入所予約の利用調整結果の通知を送付します。 【入所予約が内定した場合】 ⇒利用調整結果のお知らせに記載される期日までに、指定の書類を提出してください。（7～8ページ「必要な書類」参照） 【入所予約ができなかった場合】 ⇒引き続き入所を希望する場合、通常入所申込みへ新たに申請していただく必要があります。入所月に応じた通常申込締切日までに、再度必要書類を揃えて申込みをしてください。（6～8ページ参照）

(2) 申込受付期間

お子さまの出生月	入所希望 可能月	申込期間		結果通知 発送時期
		窓口申請	郵送申請(締切日必着)	
12月生 (令和7年12/2～ 1/1)	令和8年12月	令和8年 3/ 2(月)～ 4/30(木)	令和8年 3/ 2(月)～ 4/23(木)	令和8年5月 下旬頃
1月生 (令和8年 1/2～ 2/1)				
1月生 (令和8年 1/2～ 2/1)	令和9年 1月	令和8年 4/ 1(水)～ 6/ 1(月)	令和8年 4/ 1(水)～ 5/25(月)	令和8年6月 下旬頃
2月生 (令和8年 2/2～ 3/1)				
2月生 (令和8年 2/2～ 3/1)	令和9年 2月	令和8年 5/ 1(金)～ 6/30(火)	令和8年 5/ 1(金)～ 6/23(火)	令和8年7月 下旬頃
3月生 (令和8年 3/2～ 4/1)				
3月生 (令和8年 3/2～ 4/1)	令和9年 3月	令和8年 6/ 1(月)～ 7/31(金)	令和8年 6/ 1(月)～ 7/24(金)	令和8年8月 下旬頃
4月生 (令和8年 4/2～ 5/1)				
4月生 (令和8年 4/2～ 5/1)	令和9年 4月	令和8年 7/ 1(水)～ 8/31(月)	令和8年 7/ 1(水)～ 8/24(月)	令和8年9月 下旬頃
5月生 (令和8年 5/2～ 6/1)				
5月生 (令和8年 5/2～ 6/1)	令和9年 5月	令和8年 8/ 3(月)～ 9/30(水)	令和8年 8/ 3(月)～ 9/24(木)	令和8年10月 下旬頃
6月生 (令和8年 6/2～ 7/1)				
6月生 (令和8年 6/2～ 7/1)	令和9年 6月	令和8年 9/ 1(火)～ 11/ 2(月)	令和8年 9/ 1(火)～ 10/26(月)	令和8年11月 下旬頃
7月生 (令和8年 7/2～ 8/1)				
7月生 (令和8年 7/2～ 8/1)	令和9年 7月	令和8年10/ 1(木)～ 11/30(月)	令和8年10/ 1(木)～ 11/24(火)	令和8年12月 下旬頃
8月生 (令和8年 8/2～ 9/1)				

(3) 注意事項

- 育児休業からの復職日の記載については、以下を参考にしてください。

例：令和8年3月生まれの場合

お子さま の誕生日	入所希望 可能月	育児休業復職日	備考
令和8年 3/1	令和9年1月	令和9年 3/1のみ	3/2以降の復職は×
	令和9年2月	令和9年 3/1～ 令和9年 3/31	満1歳になるまでは育児休業を 取得すること。 (3/1より前の復職は×)
令和8年 3/2	令和9年2月	令和9年 3/2～ 令和9年 3/31	4/1以降の復職は×
	令和9年3月	令和9年 3/2～ 令和9年 4/30	満1歳になるまでは育児休業を 取得すること。 (3/2より前の復職は×)
令和8年 3/31	令和9年2月	令和9年 3/31のみ	4/1以降の復職は×
	令和9年3月	令和9年 3/31～ 令和9年 4/30	満1歳になるまでは育児休業を 取得すること。 (3/31より前の復職は×)

※ 復職日が職場の休業日にあたる場合は、実際の勤務開始日が翌営業日でも問題ございません。

○ 通常入所への移行について

予約入所でお申込みされる場合、利用調整期間（申請開始日から結果通知発送時期）が重複している通常入所にはお申し込みができませんのでご注意ください。予約入所で内定が決まらず、通常入所に移行する場合、通常入所申込受付期間（6ページ参照）に申請書類（7～8ページ参照）を揃えていただき、新たに申請してください。

○ その他

- ・ 本市のホームページにて、入所予約の受入状況を園ごとに公開します。受入状況は、公表時点での目安であり、保育士の配置などの各保育施設等の状況によって変動することがあります。
- ・ 予約による入所可能数は若干名であるため、申請者全員が予約できるとは限りません。
- ・ 予約入所で内定が決まった場合、原則内定キャンセルができませんのでご注意ください。
やむを得ず内定キャンセルする場合、早急に保育課までご連絡ください。

入所予約制度に関する情報につきましては、宇都宮市ホームページをご確認ください。

“宇都宮市ホームページ：保育施設等への「育児休業明け入所予約制度」”
市ホームページ内ページID：1030336



9 送迎保育ステーションについて

◇ 送迎保育について

送迎保育ステーションにおいて朝・夕にお子さまを預かり、専用バスにてお子さまが在籍する保育施設等へ送迎を行うものです。

(1) 対象となる児童

宇都宮市より2号認定を受け、下記(4)送迎先施設に入所している又は入所を予定している3歳児クラス以上のお子さま

※ 新2号認定や他市町村において2号認定を受けているお子さまはご利用いただけません。

(2) 送迎保育ステーション「未来」について

住所	実施日・時間	定員	お問合せ先
宇都宮市東宿郷 2-18-2 サンライズ宇都宮 1階	月曜日～金曜日 7:00～20:00	30名 (3・4・5歳児 各10名程度)	Tel: 028-680-5207 施設見学実施中です！ 詳しくはこちら→ 

(3) 利用料金（生活保護世帯・市民税非課税世帯・里親等は0円）

月額：2,000円

延長利用料（18時以降）：日額250円又は月額2,800円（事前選択制）

(4) 送迎先保育施設等（令和7年4月時点）

①宇都宮保育園	②御幸保育園
③今泉保育園	④宇都宮大学まなびの森保育園
⑤不動前保育園	⑥あさひの保育園
⑦ようとう保育園	⑧ひので保育園
⑨しらとり保育園	⑩ひばり保育園
⑪東峰保育園	⑫ひのおか保育園
⑬あゆみ保育園	⑭認定こども園さくらが丘
⑮認定こども園清愛幼稚園	⑯松ヶ峰幼稚園認定こども園
⑰認定こども園愛隣幼稚園	⑱認定こども園さくらんぼ幼稚園
⑲認定みどりこども園	⑳認定こども園 Hinooka Preschool 陽の丘幼稚園
㉑認定うつのみやこども園 東うつのみや保育園	㉒認定うつのみやこども園石川幼稚園

(5) 申込受付期間

6ページの「申込受付期間」（郵送の場合は9ページの「6 郵送による申請について」）に記載のある申込受付期間（窓口・郵送それぞれの申込受付期間）内に市保育課へ送迎保育ステーションの利用申込書及び健康状況申告書をご提出いただきます。なお、電子申請での申込は対象外となっておりますので窓口又は郵送でお申込みください。

保育課（市役所本庁舎 2 階 D 9 番窓口）

利用申込書，健康状況申告書

（８）利用開始までの流れ

送迎保育ステーションの利用申込書を受領後、4～5ページ「4 申込みから入所までの流れ」に記載の利用調整と同時に、宇都宮市保育の実施選考基準に準じ、送迎保育ステーションの利用調整を行い、利用に向けて送迎保育ステーション職員との面談があります。利用が決定した際は、後日、市から決定通知を発送します。なお、利用開始は月の初日からです（慣らし保育がある場合は、慣らし保育期間の終了からご利用いただけます。慣らし保育期間については、入所される保育施設等にご確認ください。）。

7:00 8:00 9:00 16:00 17:00 18:00 20:00

送迎保育ステーションにて 預かり	送迎バスで 在籍園へ 移動	在籍園での 保育	送迎バスで 在籍園から 移動	送迎保育ステーションにて 預かり	延長利用
---------------------	---------------------	-------------	----------------------	---------------------	------

※ 送迎保育ステーションのバスは定められた時間の一往復のみとなります。

朝又は夕方の方のみの利用も可能ですが、利用料金は変わりません。

Utsunomiya

外観

内観

送迎保育ステーションについてのお問い合わせ先
子ども部保育課企画グループ：028-632-2384
市ホームページ内ページID:1029035



10 広域入所について

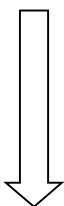
※（郵送・電子申請は不可）

広域委託・・・「宇都宮市民」の方が **市外の保育施設等** を申込みの場合

宇都宮市にお住まいの方が、市外に転出する予定がある、または勤務地がある等の理由から、市外の保育施設等の利用を希望する場合は、宇都宮市役所保育課にて申込みを受け付けています。

【申込み・選考の流れ】

支給認定申請
入所申込み



- ◇ 希望保育施設等のある市区町村の保育施設担当課に、転出予定の有無や希望する理由等をお伝えいただき、申込みの要件に該当する場合は、以下の項目をご確認のうえ、必要書類をご用意ください。
 - ・相手方自治体における入所希望月の申請締切日
 - ・希望できる保育施設等に利用制限があるか
 - ・その他、選考の方法や施設の状況など気になること
- ◇ 申込場所：『宇都宮市役所 保育課』のみ
- ◇ 申込期間：希望保育施設等のある市区町村の締切日1週間前まで
- ◇ 書類の様式：原則宇都宮市の様式をご利用いただきます。
ただし、市外に転出予定がある方のみ、転出先市区町村の様式での受付も行っております。

協議
(申請書類の送付)



回答

- ◇ 宇都宮市が申込書類を確認し、希望保育施設等のある市区町村へ協議します。
- ◇ 協議先の市区町村が選考を行います。

結果の連絡

- ◇ 協議先の市区町村から、宇都宮市に選考結果が届きます。
- ◇ 宇都宮市から保護者へ選考結果を通知します。

宇都宮市内及び市外の併願で、どちらか一方でも内定キャンセルをされた場合は、その月の保留通知は出ませんのでご注意ください。

【申込みの際の注意事項】

① 市外に転出予定がある方

- ◇ 転出先市区町村の定める期日までに住民票の異動を行い、転出先市区町村の保育施設担当課で新たに保育施設等の利用申込手続きを行ってください。

② 転出予定がない方（市外に勤務地がある等）

- ◇ 希望保育施設等がある市区町村にお住まいのお子さまが優先で選考が行われますので、優先度が低くなります。ご了承のうえ申込みください。
- ◇ 広域入所は年度単位での契約です。年度末までの利用となり、就学前まで継続して利用できるとは限りません。

広域受託・・・「市外にお住まい」の方が **宇都宮市の保育施設等** を申込みの場合

市外にお住まいの方が、宇都宮市の保育施設等の利用を希望する場合、『宇都宮市に転入予定』または、『宇都宮市に勤務地がある』『希望園（宇都宮市内）が通勤経路上に含まれる』『里帰り出産』の場合は申込みが可能です。

転入予定の場合

転入予定で申請して入所が決定した場合、入所予定月の前月末までに転入手続きを必ず行ってください。

	①お住まいの自治体を通して 申請する方法	②宇都宮市役所保育課に来庁し、 直接申請する方法 ※各地区市民センター等では受付不可
必要書類の様式	宇都宮市の様式（7ページ参照）又はお住まいの自治体の様式 ※ お住まいの自治体の保育施設等入所関係係に相談してください。	宇都宮市の様式（7ページ参照）のみ
申請期間	6ページ「申込受付期間」参照	
追加書類	(1)家やアパートの売買・賃貸契約書等の写し（転入先住所，転入時期がわかるもの） (2)転入に関する申立書（任意の様式） （入所希望月の前月末日までに宇都宮市に転入することを誓約するもの） (1)または(2)のいずれかをご提出ください。	
転入後の手続き	必要書類一式を宇都宮市の様式で書き換えが必要	窓口又は電話にて転入したことの報告のみ

転入予定がない場合

以下の条件に該当する必要があります。

- ①勤務地が宇都宮市内
- ②希望園（宇都宮市内）が通勤経路上に含まれる
- ③里帰り出産

申込みは【お住まいの自治体の様式】を用意し，【お住まいの自治体を通して】申請してください。
なお，申請期間は6ページ「申込受付期間」を参照してください。

【申込みの際の注意事項】

- ◇ 宇都宮市にお住まいのお子さまを優先して選考を行いますので，市外にお住まいの方は優先度が低くなります。ご了承のうえ申込みください。（転入予定の場合や保護者が市内に里帰り出産する場合，保護者が市内の認可保育施設の保育士である場合については，宇都宮市にお住まいの方と同じ優先度で選考を行います。）
- ◇ 広域入所は年度単位での契約です。年度末までの利用となり，就学前まで継続して利用できるとは限りません。

11 利用調整について

利用調整とは、2号認定、3号認定を受けたお子さまの入所（利用）にあたり、利用申込み手続き時に提出していただいた「保育を必要とする状況の確認書類（就労証明書等）」や世帯状況に基づき、保育の必要性を客観的に審査し、その必要性の高いお子さまから、保育施設等の受入可能数の範囲内で入所（利用）者を調整していく「入所選考」のことです。

入所選考の方法は、保護者の就労状況やお子さまの状況などを「宇都宮市保育の実施選考基準」に基づき指数化し、合計指数が高いお子さまから入所（利用）者を決定していきます。

【基準指数表】

「宇都宮市保育の実施選考基準」

No.	種別	保護者（父母）の状況		指数	実施期間	
1	就労	月160時間以上の就労（休憩時間を除く）を常態		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		月140時間以上の就労（休憩時間を除く）を常態		9		
		月120時間以上の就労（休憩時間を除く）を常態		8		
		月100時間以上の就労（休憩時間を除く）を常態		7		
		月80時間以上の就労（休憩時間を除く）を常態		6		
		月64時間以上の就労（休憩時間を除く）を常態		5		
2	妊娠 出産	妊娠・出産 （切迫流産などは疾病として扱う）		7	出産予定月の前後2か月の期間	
3	疾病	入院1ヶ月以上		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		居宅内療養	常時病臥	10		
			精神疾患	重度の症状		10
				上記以外の程度		8
			一般療養	安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）		8
	障がい	身体障がい者手帳を有し1・2級程度		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有しA1・A2・B1、1・2級程度		10		
		療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有しB2程度、3級程度		8		
		身体障がい者手帳を有し3級程度		6		
		身体障がい者手帳を有し4～6級程度		4		
4	同居親族 の介護	施設等の付添い		就労時間に準ずる	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
		居宅 介護	重度障がい者等の全介護（要介護5、4）			10
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を要する場合（全介護を除く）（要介護3）			8
			上記以外の程度			4
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため 保育をすることができない場合		10	当該期間	
6	求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている場合		2	3か月以内	
7	就学等	就学・技能習得のため通学している場合		就労時間に準ずる	当該期間	
8	虐待等	虐待やDVのおそれがあること		10	最長就学前までの、保育を必要とする期間	
9	その他、市町村が定める事由（死亡、離別、行方不明、拘禁等）			10		

【調整指数表】

分 類	No.	条 件	指数
福祉的配慮	1	虐待やDVのおそれがある場合 里親委託が行われている場合	6
	2	ひとり親世帯	6
	3	子どもが障がい有する場合	3
	4	保護者が重度の障がい、特に身体的、能力的に養育が困難であると認められる場合	2
	5	生活保護世帯	1
	6	生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合	1
養育環境の 配慮	7	育児休業取得により一度退所した後、育児休業明けに入所を希望する場合	6
	8	小規模保育などの地域型保育事業の卒園児	5
	9	希望する保育所に兄弟姉妹が入所している場合 (希望順位が第1希望の場合は更に+1)	4 (+1)
	10	兄弟姉妹や多胎児など2人以上の同時申込みの場合 (多胎児の場合は更に+1)	3 (+1)
	11	転居による転園の場合 転入による入所希望の場合(転入元で認可保育所等に在籍していた場合に限る)	1
子育て支援・ 少子化対策の配慮	12	両親の一方が自宅において保育に参加できない世帯(入院、単身赴任等)	6
	13	特定職種への配慮(保育等への従事者)	4
	14	産休・育休期間明けに入所を希望する場合	3
	15	出産・育児のために離職し、退所した後、就労に伴い、出産後一年以内に同じ保育所等を希望する場合	3
	16	第3子以降の児童の申込みの場合	1
	17	親族等の協力者なし	1
減点	18	保育料未納者(未納が6か月以上あり、かつ、納付の相談が無い又は納付約束を履行しない)	-10

【指数の合計が同点の場合の優先順位】

第1段階	調整指数において 「福祉的配慮>養育環境の配慮>子育て支援・少子化対策の配慮」の順に優先する (マイナス調整は除く) <u>※同点の場合「同枠」の最高点以下、順に優先する。</u>
第2段階	実施基準の項目別に優先する 虐待等>不存在 > 疾病・障がい > 就労>親族の介護>出産>就学>災害復旧>求職
第3段階	待機期間の長い世帯を優先する
第4段階	児童数の多い世帯を優先する
第5段階	希望園順位が高い世帯 「第1希望>第2希望>第3希望>第4希望以降順」に優先する
第6段階	世帯の市民税所得割額が低い世帯を優先する

※ 指数表(基準・調整)及び優先順位は、社会環境の変化などにより見直す場合があります。

※ 優先順位の第6段階において、税情報が確認できない方は優先度が低くなります。

(4) 利用者負担額（保育料）の決定に必要な税資料

原則、保育課で税情報を確認させていただいておりますが、下記の場合には個別で対応をお願いする場合がございます。

◇ 未申告等の理由により税情報の確認ができず、保育課より税資料提出依頼の案内がきた方

→ 税資料の提出が必要です。ご提出は保育課の窓口までお願いいたします。

- ・ 令和8年4月から8月入所 …令和7年度の市民税所得割額が分かる資料を提出。
- ・ 令和8年9月以降に入所 …令和8年度の市民税所得割額が分かる資料を提出。

税資料とは

例 1) 市町村民税課税証明書

例 2) 市民税・県民税特別徴収金額の決定・変更通知書 などです。

- ※ 市町村によって証明書の名称が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ※ 配偶者の扶養等により、収入がない場合でも非課税証明書の提出が必要です。
- ※ 源泉徴収票では確認できませんのでご注意ください。

◇ 税情報が確認できない場合の保育料について

本市において、税情報が確認できない方に対して、資料が提出されるまでの間は、仮の保育料（次項「利用者負担額基準額表」の階層区分13に該当する額）とさせていただきます。（仮決定後、税資料をご提出いただいた場合、該当月にさかのぼって保育料を更正し、仮保育料との差額は追加納付又は還付となります。）

(5) 利用者負担額（保育料）の請求及び納付方法

- ・ 「保育所」の入所者の利用者負担額（保育料）は市が請求いたします。下記の方法にて、口座振替の手続きをお願いいたします。
- ・ 「認定こども園」と「地域型保育事業」の入所者の利用者負担額（保育料）は、施設から直接請求いたします。お支払い方法については、入所決定後、利用する施設からお知らせいたします。

【「保育所」の入所者の口座振替の手続きについて】

	申込方法	振替開始
①WEBでの申込み	下記QRコードから専用サイトにアクセスして申込みください。  ▲楽天銀行以外の銀行で申込みをご希望の方はこちら  ▲楽天銀行で申込みをご希望の方はこちら	毎月10日までの申込みで、当月の末日の引き落としから開始となります。 ※ 楽天銀行は、毎月20日までの申込みで、翌月の末日の引き落としから開始となります。
②口座振替依頼書での申込み	入所決定時に本市から送付される「口座振替依頼書兼廃止届出書」に必要事項をご記入、通帳印を押印のうえ、 <u>各金融機関の窓口へご提出ください。</u>	毎月20日までの申込みで、翌月の末日の引き落としから開始となります。

※ 口座振替日は毎月末日です。（休日の場合は翌営業日）

※ 振替不能になったときは、個人宛に納付書（督促状）を発送します。（再振替はしていません。）

(6) 利用者負担額（保育料）の多子軽減について

- ① 同一世帯で2人以上の児童を養育している場合、市町村民税所得割課税額にかかわらず、第2子以降の保育料は無料になります。
- ※ 第1子の年齢上限は、18歳に到達する年度までが対象となります。
ただし、大学生等については、22歳に達する年度までが対象となります。
大学等に通っている方については、学生証（在学証明書）の写しをご提出ください。
提出後の適用となるため、さかのぼりでの保育料の還付はございませんのでご了承ください。
- ※ 第1子が障がい者手帳・療育手帳等を所有している場合、20歳に達する年度までが対象となります。
- ② ひとり親世帯等のうち、市町村民税所得割税額77,101円未満の場合、第1子の保育料は半額、第2子以降の保育料は第1子の年齢を問わず無料になります。
また、両親世帯のうち、市町村民税所得割税額57,700円未満の場合、第1子の年齢を問わず、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料になります。

13 利用者負担額（保育料）基準額表（月額）※0～2歳児

階層区分		世帯区分	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	—	0円	0円
2 ----- 3	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等 ----- 一般世帯	0円	0円
4 ----- 5	市町村民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等 ----- 一般世帯	5,000円 6,000円	4,000円 5,000円
6 ----- 7	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等 ----- 一般世帯	7,000円 8,000円	6,000円 7,000円
8	市町村民税所得割課税額 77,100円未満		13,000円	12,000円
9	市町村民税所得割課税額 97,000円未満		14,000円	13,000円
10	市町村民税所得割課税額 109,000円未満		20,000円	19,000円
11	市町村民税所得割課税額 169,000円未満		27,000円	26,000円
12	市町村民税所得割課税額 211,200円未満		37,000円	36,000円
13	市町村民税所得割課税額 301,000円未満		41,000円	40,000円
14	市町村民税所得割課税額 341,000円未満		54,000円	53,000円
15	市町村民税所得割課税額 397,000円未満		56,000円	55,000円
16	市町村民税所得割課税額 397,000円以上		67,000円	65,000円

※ 階層区分は、当該年度の4月1日の年齢で決定いたします。

14 幼児教育・保育の無償化について

子どもたちに質の高い幼児教育・保育の機会を保障するため、3歳児クラスから5歳児クラスの子どもと、市町村民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもの幼稚園や保育所等の保育料を無償化するものです。

※ 通園送迎費や食材料費、行事費など、実費で徴収される費用は無償化の対象外です。

(1) 施設型給付の幼稚園・保育所・認定こども園等

- ・ 3歳児から5歳児までの子どもの保育料が無償となります。
- ・ 0歳児から2歳児までの子どものうち、市町村民税非課税世帯のみ保育料が無償となります。

(2) 私学助成幼稚園等

新1号認定を受けることで、保育料が月額上限25,700円まで(※)無償となります。

※ 国立大学付属幼稚園は8,700円まで

※ 特別支援学校幼稚部は400円まで

(3) 幼稚園等の預かり保育

- ・ 保育を必要とする事由に該当し、保育の必要性の認定(新2号認定)を受けた場合、3歳児から5歳児は月額上限11,300円まで預かり保育の保育料が無償となります。
- ・ 満3歳児については、市町村民税非課税世帯のうち、保育の必要性の認定(新3号認定)を受けた場合に、月額上限16,300円まで預かり保育の保育料が無償となります。

(4) 認可外保育施設等

- ・ 保育を必要とする事由に該当し、保育の必要性の認定(新2号認定)を受けた場合に、3歳児から5歳児の子どもの利用料が月額上限37,000円まで無償となります。
- ・ 0歳児から2歳児の子どもについては、市町村民税非課税世帯のうち、保育の必要性の認定(新3号認定)を受けた場合に、利用料が月額上限42,000円まで無償となります。

◇ 保育所・認定こども園の給食の材料にかかる費用(給食費)について

自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所・認定こども園を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

年収360万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食費(おかず・おやつ等)の費用が減免となる場合があります。

その他、「保育を必要とする事由」や対象となる施設等、制度の詳細に関しましては、市ホームページ「幼児教育・保育の無償化についてのページ」をご覧ください。

“ホームページ・幼児教育・保育の無償化”

市ホームページ内ページ ID:1018637



15 よくある質問(Q&A)



要件についてのQ&A

Q：就職が決まり、これから就労を始める予定ですが、いつからの入所の申込みができますか？

A：就労を開始する月またはその前月の入所に申込みができます。慣らし保育の期間等も考慮のうえ、必要な時期に申込みください。

Q：現在育児休業中ですが、保育施設等の入所の申込みはできますか？

A：育児休業中は原則申込みはできません。ただし、入所月、又はその翌月に復職できる場合には申込みができます。この場合は、就労証明書による勤務先からの証明が必要となります。

Q：現在求職中ですが、保育施設等の入所の申込みはできますか？

A：申込みは可能です。ただし、求職中に入所が決まった場合、入所後3か月以内に就職することが条件となります。

施設見学についてのQ&A

Q：保育施設等の見学はできますか？

A：できます。入所申込みの際には、事前の見学をお勧めしておりますので、事前に保育施設等に連絡し、日程を調整の上、見学してください。

(保育施設等の電話番号は32～37ページ参照)

- ・施設の方針や施設内の様子などを把握することができます。
- ・希望の施設を選ぶ際に様々な視点から検討することができます。
- ・入所後も安心してお子さまを施設に預けることができます。

入所申込みについてのQ&A

Q：申請の手続きで事前にしておくことはありますか？

A：ご希望の保育施設等の見学、受入公表や締切日、提出書類の確認をしてください。

Q：就労証明書が期日までに間に合いません。受付できますか？

A：入所申込書類がすべてそろってからの受付となります。余裕をもってご準備ください。

Q：認定こども園と保育所を同時に申込むことはできますか？

A：できます。入所申込書の希望園記入欄にあわせてご記入ください。

Q：先着順で入所が決まるのですか？

A：先着順ではありません。

保育の必要性を客観的に審査し、指数の高い方から入所が決定します。

Q：希望順位は選考に影響しますか？

A：「第1希望のみだから有利」また、「第〇希望だから不利」ということはありません。

通える範囲内の保育施設等を通いたい順番で記入してください。

指数の合計が同点だった場合のみ優先順位をつけます。(19ページ参照)

Q：認定こども園（1号認定）の入所申込みはどこで行うことができますか？

A：認定こども園（1号認定）の申込みは、直接認定こども園にお問い合わせください。
対象年齢は、満3歳～就学前となります。（電話番号は35ページ参照）

Q：認定こども園に1号で通っていますが、2号に切り替えたい場合はどうしたらいいですか？

A：すでに在籍しているお子さまについては、各施設内での調整となります。
在籍されている園にご相談ください。

Q：きょうだい同時に申込む場合、どのような選択があり、どのように調整されますか？

A：きょうだい条件は次の表のとおり、3つのパターンを選択することができます。

選択肢	調整方法
① 同時期に同じ保育施設等を希望 （同じ保育施設等に、申込み児童すべての空きがなければ入所できません。）	きょうだいが同時期に同じ保育施設等に入所できるか、希望施設順に調整します。
② 同時期であれば別々の保育施設等でもよい （希望する保育施設等に、申込み児童すべての空きがなければ入所できません。）	きょうだいが同時期に同じ保育施設等に入所できるか調整を行った上で、さらに希望施設の中で同時期に別々でも入所できる希望施設を調整します。
③ ひとりでも先に入所させたい ※ 「優先児童」又は「どちらでもよい」が希望できます。（優先児童を決めた場合は、優先児童以外の児童に空きがあっても、入所できません。）	きょうだいが同時期に同じ保育施設等に入所できるか調整を行った上で、さらに優先児童を対象に1人でも入所できる希望施設を調整します。 ※ 優先児童の入所後については、希望に沿って他の児童の翌月の利用調整を行います。なお、翌月からは兄弟姉妹の入所の調整指数（19ページNo.9）が適用になります。

Q：申込みをした後に、希望施設の変更はできますか？

A：希望施設の変更は、保育課窓口にお越しいただくか、お電話でもお受けします。
その際には、申込受付期間内に直接保育課にご連絡ください。

Q：入所できなかった場合は再度申込書の提出が必要ですか？

A：入所できなかった場合、引き続き利用調整していきますので、申込書の再提出の必要はありません。

家庭状況や就労状況等に変更があった場合は保育課までご連絡ください。

状況を確認のうえ、改めて提出していただく書類がある場合にはご案内いたします。

なお、11月1日時点で入所が保留となっているお子さまを対象に、翌年度の入所の意思を確認するための通知を11月中に送付いたしますので、必ず内容をご確認ください。

通知の内容について、ご不明な点があった場合は、保育課までご連絡ください。

※求職活動中や、妊娠・出産等の期間限定の要件で申込みをされた方にしましては、期間が終了する月の翌月の入所の意思を確認するための通知を認定期間が終了する月の前月の下旬に送付いたしますので、必ず内容をご確認ください。

Q：申込みをした後に保護者の状況が変わった場合、内定取消になりますか？

〔例〕申込み時に就労していた勤務先を退職した 等〕

A：各入所月の申込み締切日の状態をもとに指数を算定し、利用調整を行っているため、内定取消になります。ただし、一定の条件を満たせば、内定取消とならない場合もありますので、保育課にご確認ください。

Q：入所内定を辞退した場合、ペナルティはありますか？ 今後の選考で不利になりますか？

A：正当な理由なく内定を辞退された場合、同年度内に同施設を希望することができなくなります。内定辞退がありますと、施設での受け入れ体制に影響があるほか、本来内定の出来た方が内定できない等の場合もありますので、慎重な保育施設等選びにご協力いただきますようお願いいたします。また、内定辞退をした方には保留通知が出ません。

Q：子どもに障がいがあります。入園できますか？

A：集団保育が可能であることが条件になりますので、必ず主治医にご確認ください。
また、障がい者手帳・療育手帳等をお持ちの方は写しを申込み時にご提出ください。
なお、保育施設等の設備・環境はそれぞれ異なります。必ず申込みをされる前にお子さまの状況について、ご希望の施設にもご相談ください。
お申込みの際は面接が必要になりますので、事前に保育課にご連絡ください。
保育施設等の受け入れ体制が整わず、入園できない場合があります。
また、医療的ケアを必要とするお子さまにつきましては、受け入れ準備に時間を要するため、お早めにご相談ください。申込みまでに別途必要な書類を準備していただく場合がございます。

Q：保育施設等ごとの入園できた世帯の指数を教えてくださいませんか？

A：入園者の指数を公開することで個別の家庭の状況が推測される場合もあるため、公表していません。
また、申込みされる方の状況は毎年異なるため、入園できた世帯の指数は、保育施設等ごと、年齢ごとで大きく異なります。
※たとえ指数が高くても、空きがなければ内定できませんし、逆に指数が低くても他に希望している方がいない場合などは内定できるというように、他の方との比較で内定できるかどうか決まるもので、指数が何点あれば入園できるといったものではありません。

教育・保育施設等の受入れについてのQ & A

Q：「保育施設等受入れ状況一覧」を参考に希望施設を検討しようと考えていますが、子どもは何歳クラスなのかを把握する方法を教えてください。

A：クラス年齢の考え方は、毎年度4月1日時点の年齢になります。

詳しくは次の表をご覧ください。

【令和8年度年齢別クラス】

クラス	生 年 月 日	
	和 暦	西 暦
0歳児	令和7年4月2日～	2025.4.2～
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	2024.4.2～2025.4.1
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	2023.4.2～2024.4.1
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	2022.4.2～2023.4.1
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	2021.4.2～2022.4.1
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	2020.4.2～2021.4.1

また、毎月25日頃に翌々月の受入れ状況（毎月25日時点の参考）を宇都宮市のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

※受入れ状況は公表時点での目安であり、保育士の配置などの各保育施設等の状況によって変動することがあります。

Q：受け入れ状況が「×」の施設には申込みできませんか？

A：申込みできます。急な退園などにより空きが生じることもありますので、あくまでも参考としてご覧ください。

利用者負担額（保育料）についてのQ & A

Q：利用者負担額（保育料）はどのように決まりますか？

A：利用者負担額（保育料）は、原則、父母の市民税所得割課税額の合算額を基に決定します。また、8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分の市民税額により切り替わるため、課税額によっては金額が変更となります。（20～22ページ参照）

Q：ひとり親家庭の利用者負担額（保育料）は無料ですか？

A：利用者負担額（保育料）は市民税所得割課税額を基に決定しますので、無料とは限りません。（20～22ページ参照）

Q：利用者負担額（保育料）は認定区分ごとに設定されていますが、年度途中で3号認定から2号認定に切り替わる場合、利用者負担額（保育料）は無償（無料）となるのでしょうか？

A：満3歳に到達した年度途中で認定区分が変更となっても、利用者負担額（保育料）が年度末まで発生します。

Q：今年度中に3歳になる子どもがいます。3歳になってから保育施設等に入所した場合の利用者負担額（保育料）は、無償（無料）となりますか？

A：利用者負担額（保育料）については当該年度4月1日現在の年齢が適用されるため、年度末まで利用者負担額（保育料）が発生します。

Q：祖父母と同居している場合は、祖父母も保育料の算定対象になりますか？

A：父母の合計所得金額がそれぞれ42万円以下であって、同居の祖父母がいる場合には、祖父または祖母のうち、どちらかの市町村民税の所得割課税額の高い人物を算定に含めます。ただし、父母のみで生計を維持していることが認められれば、祖父母は保育料算定対象になりません。

Q：登園がない場合や月の途中で入退所する場合、保育料は日割り計算できますか？

A：登園がない場合や月の途中で入退所する場合でも原則1か月分の保育料がかかります。（日割り計算はできません。）

利用時間と保育料についてのQ&A

Q：保育標準時間（最長11時間利用）の認定を受けた場合、子どもを預け始めた時間から最長で11時間は追加料金がかからずに、子どもを預けることができますか？

A：保育標準時間認定の最大11時間とは、各施設・事業者が定める通常保育を行っている時間帯（利用可能な時間）のことです。この時間帯の範囲内であれば追加料金なしでお子さまを預けることができます。どの時間からでも追加料金なしで最長11時間お子さまを預けることができるということではありません。（各保育施設等の設定時間は32～37ページを参照）また、利用できる時間は、通勤時間を考慮した上で保護者の状況等に応じ、最長11時間の範囲内で、保育が必要な時間となります。

Q：保育施設等が定めた通常保育の時間帯を超えて、子どもを預けることはできるのでしょうか。また、その時間を超えた場合、保育料はどのようなになるのでしょうか？

A：保育施設等が定めた通常保育時間を超え、お子さまを預ける場合は延長保育のご利用になります。（利用している保育施設等が延長保育事業を実施している場合）
その場合、延長保育料を別途負担していただく必要があります。

併願申請についてのQ&A

Q：現在、共働き家庭であり、子どもを認定こども園（1号）又は幼稚園に入園させるか、保育施設等（2号）に入所させるか迷っているため併願したい場合、どのような手続きが必要ですか？

A：認定こども園（1号）又は幼稚園と保育施設等（2号）の両方の利用申込手続きと併せて、支給認定は2号認定（お子さまが満3歳以上で、教育と併せて保育を希望。）を受けてください。認定こども園（1号）又は幼稚園の申込みは、直接、認定こども園又は幼稚園をお願いします。

市内から市外の保育施設等を希望する場合についてのQ & A

Q：宇都宮市以外の保育施設等を利用するにはどうしたらいいですか？

A：宇都宮市以外の保育施設等を利用する場合、保護者の申請により、本市の支給認定（保育の必要性の認定）を受けた上で、宇都宮市保育課の窓口で申込みをお願いします。申込みは、ご希望される施設のある市区町村の締切日の約1週間前までにお願いします。

なお、市区町村によって、締切日や必要な書類が異なりますので、ご希望の保育施設等のある市区町村に事前にご確認ください。（16ページ参照）

市外から市内の保育施設等を希望する場合についてのQ & A

Q：現在、宇都宮市外に在住で、宇都宮市内の保育施設等を希望できますか？

A：市外から宇都宮市内の保育施設等を希望するには下記のいずれかに該当していることが必要となります。

- ・宇都宮市に転入予定
- ・保護者の勤務先が宇都宮市内
- ・里帰り出産
- ・希望園（宇都宮市内）が通勤経路

その他、特別な事情がある場合については、保育課へご相談ください。

申込みは、現在お住まいの市区町村の窓口にご相談のうえ手続きをしてください。（広域の取扱いを実施していない市区町村もございます。）

なお、宇都宮市内に転入予定の場合については、宇都宮市保育課の窓口での申込みも可能です。ただし、郵送での申込みはできません。（17ページ参照）

地域型保育事業に入所した場合、3歳児以降の取扱いについてのQ & A

Q：地域型保育事業に入所した場合、子どもが3歳になったらどうすればいいですか？

A：0歳児～2歳児を対象とする小規模保育事業や家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）等には、卒園後のお子さまの預け先として、「連携施設」（認定こども園や保育所、幼稚園）が設定されており、連携施設において継続した利用を可能としております。連携施設については、希望される地域型保育事業にご確認ください。

※連携施設の状況によっては、利用ができない場合もあります。連携施設が利用できない場合や連携施設以外を希望される場合は、新年度の申込みを期限内に行う必要があります。その際、地域型保育事業の卒園児は、利用調整において優先されます。（19ページ参照）

Q：育児休業中に子どもが地域型保育事業を卒園する場合はどうなりますか？

A：卒園後、連携施設を希望される場合に限り、継続した利用を可能としております。

連携施設以外を希望される場合は、5月までに職場復帰される方に限り、新年度の申込みを期限内に行ってください。地域型保育事業の卒園児として優先されるほか、併せて育児休業からの復職としても優先されます。（19ページ参照）

保育士についてのQ & A

Q：宇都宮市内の教育・保育施設等に勤務している保育士は利用調整で優先されますか？

A：宇都宮市内の教育・保育施設等に勤務している保育士等は、お住まいが宇都宮市内・市外にかかわらず、利用調整において、優先されます。（19ページ参照）

16 入所後の手続き

(1) 転園を希望する場合

保育施設等に入所後、引越し等を理由に、他の保育施設等への転園を希望する場合、在園中の保育施設等から「保育施設等変更申請書」を受け取り、必要事項を記入の上、「保育の必要性の確認書類」及び「健康状況申告書」と合わせて、申込受付期間内に市に届くように在園中の保育施設等にご提出ください。転園申請の申込受付期間は、新規申請と同様です。6ページの申込受付期間をご確認ください。転園申請は、新規申請と同様に基準指数に基づき、利用調整を行います。転園が内定した場合、内定先の保育施設等から電話連絡後、本市からの結果通知を発送いたします。入所が決まらない場合は、現在の保育施設等に在園のまま、翌月以降も調整対象として、引き続き調整していきます。

なお、育休継続入所（31ページ参照）中の転園希望はできないほか、転園の内定後は内定園をキャンセルしても、利用調整の状況によっては在園中の保育施設等に戻ることが出来ない場合があります。

(2) 退所する場合

家庭保育可能や転出等を理由に、在園の保育施設等を退所する場合は、在園中の保育施設等から「退所届」を受け取り、必要事項をご記入の上、速やかに在園中の保育施設等又は保育課にご提出ください。

なお、退所日は原則月末となりますので、在籍月分まで月額保育料がかかります。

(3) 住所や世帯の状況等に変更があった場合

住所や世帯状況等に変更がありましたら、在園中の保育施設等から「変更届」を受け取り、必要事項を記入の上、速やかに在園中の施設にご提出ください。

＜婚姻又はパートナーとの同居をする場合の提出書類＞

- ① 変更届
- ② 新たな保護者の、保育を必要とする状況の確認書類（就労証明書等）
※8ページ「保育を必要とする要件と書類等について」参照
- ③ 新たな保護者の、利用者負担額（保育料）の決定に必要な税資料
※ 21ページ「12（4）利用者負担額（保育料）の決定に必要な税資料」参照

(4) 認定区分が変更になった場合

- ◇ 保育を必要とする要件が変更になった場合、認定に必要な書類（8ページ参照）を速やかに在園中の保育施設等にご提出ください。

（例）第2子以降を妊娠した場合、母子手帳の表紙及び出産予定日が分かるページの写し

- ◇ 求職活動、育児休業中の継続利用、就労・就学が月120時間（休憩時間を除く）未満等の場合、認定時間が短時間に変更になりますので、保育施設等で設定されている時間をご確認ください。
- ◇ 認定時間が「短時間」の世帯で、利用施設の設定時間を超えた時間での利用となる場合、「支給認定区分変更申請書」をご提出いただければ、認定を変更することも可能です。
※短時間から標準時間への認定の変更は、就労、就学や介護の要件に限ります。

（例）短時間の設定時間内にお迎えが間に合わない場合等

【注意】変更を希望する月の前月15日までに保育課への提出期限となっております。
提出先は在園中の保育施設等になりますので、余裕をもってご提出ください。
期限を過ぎて提出があったものについては、翌々月からの変更となります。

(5) 現況届の提出について

2号・3号認定を受けた方は、毎年1月頃に保護者の保育を必要とする要件の確認と、その年の利用者負担額を算定するために「現況届」の提出が必要です。

必要書類は、在園中の施設より配付されますので、期日までに必要書類をご提出ください。

(6) 長期欠席の取扱いについて

原則として、2か月以上登園しない月がある場合、退所となります。

(例) 8月15日から欠席し、10月31日から登園・・・○

8月15日から欠席し、11月1日から登園・・・×

(7) 育児休業開始前に既に保育施設等に入所していた児童の継続入所の取扱いについて

育児休業開始前に既に保育施設等に入所していた児童については、下の子に係る育児休業の期間、入所を継続することができます。

- ※ 妊娠・出産要件で入所申込みをした場合、育児休業での継続入所はできません。
- ※ 法令上の育児休業に限らず、法人独自の就業規則等に基づく育児のための休業や、自営業の方の育児に伴う休業も対象になります。
- ※ 宇都宮市外の保育施設等に入所されている方は、上記の取扱いと異なる場合があります。

【提出書類】

出生前

出産予定月の確認ができるもの

(『新生児の母子健康手帳の表紙』及び

『出産予定日が確認できるページの写し』又は『妊婦健康診査受診票の写し』等)

⇒出産予定日より2か月前から「妊娠・出産要件」に切り替えができます。

出生後

育児休業中の保育継続申込書 (在園中の施設から受け取ってください)

(8) 宇都宮市外へ転出する場合

宇都宮市民ではなくなった(転出した)月末で退所となりますので、在園中の保育施設等から「退所届」を受け取り、必要事項をご記入の上、速やかに在園中の保育施設等にご提出ください。

なお、現在入所中の保育施設等を継続して入所希望される場合(広域入所)は、転出が決まり次第、在園中の保育施設等及び宇都宮市保育課、転出先の市区町村へご相談ください。転出後の広域入所は、原則として年度内(3月末)までの利用となりますが、保育施設等の状況等により、継続できない場合もありますので、ご了承ください。

17 保育施設等一覧表（令和8年4月1日現在）

【 公立保育所 】 生後6か月を経過した翌月からの入所希望可

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 短時間
	1 西部保育園	鶴田町970-1	647-4730	100	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
※1	2 大谷保育園	駒生町1792	652-0148	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
※1	3 泉が丘保育園	泉が丘6丁目8-12	661-2717	170	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	4 石井保育園	石井町2989	661-5003	190	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	5 竹林保育園	竹林町226	621-0057	160	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	6 北雀宮保育園	若松原2丁目18-30	653-5185	190	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
※1	7 なかよし保育園	白沢町396-2	671-1811	150	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
※1	8 ゆずのこ保育園	松田新田町483	674-2020	130	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00

※1 大谷、泉が丘、なかよし、ゆずのこ保育園については、将来的に民営化に向けて検討することとなっています。

【 私立保育所 】 生後2か月を経過した翌月からの入所希望可

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 短時間
	9 宇都宮保育園	本丸町15-10	634-6083	90	0歳～5歳	7:00～19:30	7:00～18:00 8:30～16:30
※2	10 宝木保育園	若草2丁目3-31	622-1233	160	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	11 ナーサリースクールとまつり	戸祭1丁目4-12	622-7552	130	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	12 二葉幼児園	塙田3丁目5-16	622-5872	130	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	13 住吉保育園	住吉町15-3	633-4668	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	14 うめばやし保育園	南一の沢町1-40	634-9075	150	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	15 弥生保育園	弥生1丁目6-3	634-5653	90	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	16 徳次郎保育園	徳次郎町70-9	665-0051	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	17 オリーブ保育園	日の出2丁目8-23	634-5879	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	18 篠井保育園	下小池町464-20	669-2224	50	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	19 平松保育園	平松本町779-22	661-1465	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	20 平松保育園の分園 ココロミ保育園 自然の森公園前	西刑部町1800-3	656-0066	30	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	21 みちおせ保育園	細谷町2565	624-6316	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	22 星花幼児園	駒生町1256	621-9342	70	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	23 御幸保育園	御幸町3	661-7460	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	24 江曾島保育園	江曾島町1164-3	645-3237	100	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	25 つくし保育園	西川田町1057-17	658-2382	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00

※2 宝木保育園及びびょうとう保育園は、休日保育（日曜、祝日、年末年始）実施園です（園に要登録）。

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 短時間
26	バンビーニゆめ	元今泉1丁目8-5	633-1821	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
27	つるた保育園	鶴田町3361-22	637-1152	174	0歳～5歳	7:00～19:30	7:00～18:00 8:45～16:45
28	東峰保育園	東峰町1丁目7-15	662-6638	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
29	陽西保育園	陽西町1-76	625-2106	120	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
30	しらゆり幼児園	砥上町813-1	648-0872	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
31	のざわ保育園	宝木本町1466-4	665-4566	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
32	岩曽保育園	岩曽町1391-5	662-5376	100	0歳～5歳	7:00～19:30	7:00～18:00 8:30～16:30
33	東石井保育園	鎗山町977-1	667-1972	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
34	まつぼっくり保育園	下平出町2368-2	662-5367	70	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
35	けいほう保育園	峰1丁目12-5	635-1385	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
36	瑞穂野保育園	上桑島町1310-14	656-5452	120	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
37	すみれ保育園	双葉2丁目12-12	659-1773	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
38	バンビーニとよさと	関堀町52-2	624-3375	90	0歳～5歳	7:00～19:30	7:00～18:00 9:00～17:00
39	たんぼぼ保育園	中島町4-2	655-0256	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
40	清原保育園	野高谷町283-1	667-4498	70	0歳～5歳	7:00～19:00	8:00～19:00 9:00～17:00
41	ミドリ保育園	氷室町1067-4	667-0577	30	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
42	ありんこ保育園	長岡町167-8	622-5231	75	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
43	こばと保育園	兵庫塚町282-1	612-4132	120	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00 9:00～17:00
44	つばさ保育園	今宮2丁目19-8	658-1283	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
45	ひばり保育園	竹林町550-2	627-1316	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
46	第二ミドリ保育園	氷室町1053-3	670-5785	20	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
47	今泉保育園	中今泉3丁目16-37	636-6370	120	0歳～5歳	7:00～21:00	7:00～18:00 9:00～17:00
※3 48	住吉第二保育園	材木町1-16	610-9555	40	0歳～5歳	8:00～22:00	11:00～22:00 11:00～19:00
49	希望保育園	下川俣町206-406	660-3600	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
50	ハートフルナーサリー	砥上町330-77	647-2201	70	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
51	小羊保育園	末広1丁目5-8	688-3288	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
52	星風会雀宮保育園ステラ	五代1丁目11-31	688-3450	120	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
53	宇都宮大学まなびの森保育園	平松本町891-3宇大構内	635-4152	100	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
54	宇都宮大学まなびの森保育園（分園）	峰1丁目31-10 寛永ハイツ1階	638-7185	30	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
55	あゆみ保育園	西原2丁目1-24	633-6401	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
56	あすま保育園	宿郷2丁目8-1	633-0920	150	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30

※3 住吉第二保育園は、夜間保育実施園のため保護者の終業時間が概ね午後6時以降でないと入所の対象になりません。

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 短時間
57	ひまわり保育園	下岡本町3761-1	673-0082	130	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
58	さくら保育園	中岡本町2362-1	673-3500	100	0歳～5歳	7:10～19:10	7:10～18:10 8:30～16:30
59	ゆりかご保育園	上田原町12	672-0278	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
60	ゆりかごきっすなーさりーすくーる	上田原町854-4	672-7722	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
61	ゆうゆう保育園	金田町759-1	674-8500	80	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00 9:00～17:00
62	しらとり保育園	岩曾町1109	613-6333	120	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
63	グリーンナーサリー	西川田1丁目1543-1	666-5532	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
64	みなみ保育園	大和2丁目9-8	658-1660	165	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
65	あゆみ北保育園	上戸祭町452-11	612-5100	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
66	不動前保育園	下河原1丁目1-27	678-6191	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
67	あさひの保育園	平松本町327-3	614-4001	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
68	太陽と青空保育園	ゆいの杜6丁目11-15	667-3331	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
69	つながるほいくえん 釜井台	下岡本町4550-2	671-8811	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
70	上横田よつば保育園	台新田1丁目2-5	666-8383	110	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00 7:00～15:00
71	つながるほいくえん 御幸が原	御幸ヶ原町75	663-2166	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
72	西が岡保育園	細谷町545	611-3485	140	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
73	ひのおか保育園	竹林町664	622-0132	70	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
※2 74	ようとう保育園	陽東3丁目15-27	612-2461	120	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
75	ゆいの杜保育園	ゆいの杜3丁目1-8	680-5445	99	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
76	上横田よつば保育園分園みつば保育園	宮の内1丁目12-4	678-9883	30	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 7:00～15:00
77	ひので保育園	東築瀬1丁目17-2	610-5533	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
78	希望保育園分園やまびこ保育園	横山町字後田336番地	612-2000	30	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
79	ゆいの杜保育園分園ゆいの杜テクノ保育園	ゆいの杜4丁目10番23	611-3907	25	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
80	あいせんの森保育園	道場宿町799-1	688-7191	110	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00 8:00～16:00
81	ハートフルナーサリー分園ハーモニー	砥上町333-36	688-0585	9	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
82	上横田よつば保育園第二分園 すずらん保育園	台新田1丁目9-17	678-9580	50	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00 7:00～15:00
83	東部ひよこ保育園	上籠谷町1346-1	666-5515	120	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
84	となりのみなみ保育園	大和2丁目10-10	050- 8880-1990	50	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
85	松原保育園	松原3丁目1-5	621-8600	90	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00 8:00～16:00
86	東浦保育園	東浦町4-12	666-8383	60	0歳～5歳	7:00～20:00	7:00～18:00 8:00～16:00

※2 宝木保育園及びようとう保育園は、休日保育（日曜、祝日、年末年始）実施園です（園に要登録）。

【 認定こども園 】 生後2か月を経過した翌月から入所希望可

	施設名	類型	住所	電話(028)	利用定員 (2・3号)	年齢	開所時間	標準時間
								短時間
87	認定しらゆりこども園	幼保連携	若草4丁目13-12	624-7440	105	0歳～5歳	7:00～19:30	7:00～18:00 8:00～16:00
88	認定こども園Hinooka Preschool 陽の丘幼稚園	幼稚園型	竹林町664	622-5117	50	2歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
89	さかえ認定こども園	幼保連携	兵庫塚3丁目8-13	666-5877	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
90	さくら認定こども園	幼保連携	戸祭台44	622-5137	80	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
91	認定すずめこども園	幼保連携	五代3丁目1-9	655-2220	110	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
92	認定うつのみやこども園 石川幼稚園	幼稚園型	越戸町107	661-5117	30	3歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
93	認定うつのみやこども園 東うつのみや保育園	保育所型	越戸町107	662-2141	70	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
94	風と緑の認定こども園	幼保連携	下栗町631-2	656-3323	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
95	認定こども園さくらが丘	幼保連携	陽東1丁目14-1	661-7055	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
96	認定みどりこども園	幼保連携	西原町3335-2	612-5625	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
97	みふみ認定こども園	幼保連携	富士見が丘4丁目25-13	624-8838	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
98	認定こども園駒生幼稚園	幼保連携	駒生町3360-36	622-9376	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
99	山王認定こども園	幼保連携	徳次郎町508-3	665-0143	70	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
100	八幡台認定こども園	幼保連携	八幡台14-21	625-3993	65	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
101	認定こども園平出むつみ幼稚園	幼保連携	平出町22-1	661-8810	60	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
102	認定こども園まこと幼稚園	幼稚園型	砥上町330-71	648-2757	90	2歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
103	認定こども園あつみ幼稚園	幼保連携	幕田町749-3	658-0171	55	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
104	認定こども園さくらんぼ幼稚園	幼保連携	松原2丁目7-42	622-8972	99	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
105	ひじり認定こども園	幼保連携	下反町304	654-1323	70	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
106	認定こども園釜井台幼稚園	幼保連携	下岡本町4548-4	673-0238	140	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
107	認定こども園清愛幼稚園	幼保連携	西3丁目5-11	636-1588	25	1歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
108	認定こども園伊東文化幼稚園	幼保連携	下砥上町1398-1	689-8900	102	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
109	松ヶ峰幼稚園認定こども園	幼稚園型	松が峰1丁目1-5	634-7021	30	3歳～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30
110	認定こども園聖幼稚園	幼保連携	末広1丁目2-8	653-0336	70	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
111	認定こども園陽南幼稚園	幼保連携	江曾島町1258-6	658-6708	95	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
112	認定こども園愛隣幼稚園	幼稚園型	桜2丁目3-27	622-3853	10	3歳～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30 8:00～16:00
113	認定こども園陽南第二幼稚園	幼稚園型	江曾島町1163-5	658-8886	45	3歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
114	認定こども園静和幼稚園	幼保連携	築瀬1丁目4-3	633-2519	71	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
115	ほうとく認定こども園	幼保連携	上戸祭町3130-5	665-1322	104	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
116	認定こども園マリア幼稚園	幼稚園型	上籠谷町3776	667-4122	30	3歳～5歳	7:30～19:00	7:30～18:30 8:00～16:00
117	認定こども園恵光幼稚園	幼稚園型	下栗町2254	656-2492	45	3歳～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30
118	認定こども園中鶴田幼稚園	幼稚園型	鶴田町1313	648-2326	90	0歳～5歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
119	認定こども園ゆたか幼稚園	幼稚園型	上大塚町144	672-0155	55	3歳～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30
120	認定こども園柿の木幼稚園	幼稚園型	宝木町2-593	621-3622	20	3歳～5歳	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30

【 地域型保育事業 】 生後2か月を経過した翌月から入所希望可

◆家庭的保育事業

	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 短時間
121	あかばね家庭的保育所	石井町	689-0383	3	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 8:30～16:30
122	見目家庭的保育所	埴田2丁目	622-1160	3	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 8:30～16:30
123	おのでら家庭的保育所	宝木町1丁目	643-4155	3	0歳～2歳	7:00～18:30	7:00～18:00 8:00～16:00
124	加藤家庭的保育所	インターパーク2丁目	678-2282	3	0歳～2歳	8:00～17:00	8:00～17:00 8:30～16:30
125	近藤家庭的保育所	宝木町2丁目	652-1294	3	0歳～2歳	7:00～18:30	7:00～18:00 8:30～16:30
126	やまざき家庭的保育所	陽南3丁目	090-7808-5343	5	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 8:30～16:30

◆小規模保育事業

	施設名	類型	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 短時間
	127 地域型保育施設 インターパーク保育園	A	インターパーク3丁目11-6	688-0733	18	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	128 地域型保育施設 ママくまさんの託児室	A	石井町2991-7	683-7688	19	0歳～2歳	7:00～21:00	8:00～19:00 8:00～16:00
	129 第四ミドリ保育園	A	氷室町1053-12	667-5558	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	130 こばと第二保育園	A	西川田南1丁目1-3	306-0451	18	0歳～2歳	7:00～20:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	131 ひよこ保育園	A	宮原4丁目2-13	612-7017	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	132 きらら保育園宇都宮針ヶ谷	A	針ヶ谷町472-6 ヨークタウン針ヶ谷内	655-1015	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
※4	133 クオーレ	B	宝木本町1456-4	652-7288	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	134 ニチキッズ元今泉保育園	A	元今泉4丁目2-10	614-1501	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	135 ころぼっくるの森保育園	A	岩曽町1166-1	612-4411	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	136 しらとり第二保育園	A	今泉町35-1 マロニエハイツ陽北B棟	666-7361	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
※5	137 リトル・ワンズ保育園	A	築瀬町2502-5	637-0775	15	0歳～2歳	7:00～22:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	138 ココカラ上桑島	A	上桑島町1316-3	680-6083	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	139 さくらベビースクール	A	八幡台5-12	625-6556	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	140 きらら保育園宇都宮さくら	A	桜2丁目1-27	680-5540	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	141 やなぎた保育園	A	柳田町554-1	683-1000	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	142 あい・あい保育園	A	宝木町1丁目40-3	621-6300	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	143 ほのぼの保育園	A	中岡本町3021-18	688-7444	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	144 とちの葉保育園	A	若松原2丁目13-15	612-8853	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	145 ひまわりソレイユ保育園	A	江曽島2丁目10-15	680-6080	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	146 ナーサリーにここ	A	砥上町54-1	647-1125	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00

※4 障がい児優先入所枠があります。

※5 移転予定です（詳しくは施設にお問い合わせください）。

	施設名	類型	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 短時間
	147 小規模保育べたべた	A	鶴田町1321-1	680-5433	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	148 ようさいリトル	A	陽西町1-72	678-5211	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	149 御幸すだち保育園	A	東町306-84	680-5953	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	150 ゆめキラ。保育園ゆいの杜	A	ゆいの杜7丁目8-5	680-4013	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	151 太陽と虹空保育園	A	ゆいの杜6丁目11-11	678-6316	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	152 ひばり第二保育園	A	中今泉3丁目28-1	612-5788	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	153 北総警保センターまもるーむ 不動前	A	不動前1丁目3-17 あんしんかんカルチャー センター1階	614-1188	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	154 クローバ保育園	A	西原3丁目2-12	601-8702	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	155 陽南わかば保育園	A	江曾島町1258-6	612-5121	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	156 やいた保育園	A	屋板町字赤沢538-2	616-8815	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	157 ひのおか森のナーサリー	A	竹林町804-2	680-5062	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	158 ゆめキラ。保育園ひらいで	A	平出工業団地30-18	612-5400	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
※6	159 駅ひがし保育園	A	東宿郷2丁目18-2 サンライズ宇都宮1階	678-8566	19	0歳～2歳	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	160 ココカラ雀宮	A	雀宮町414-1	666-8351	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	161 サンライズキッズ 保育園宇都宮園	A	東浦町21-69	050- 5807-2418	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30
※7	162 しもぐり保育園	A	下栗町2287-6	666-7460	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 9:00～17:00
	163 そらまめ保育園	A	下栗町731-1	612-6216	19	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:30～16:30

※6 送迎保育ステーション（送迎保育ステーション「未来」）併設。

※7 しもぐり保育園は、休日保育（日曜、祝日、年末年始）実施園です（園に要登録）。

◆事業所内保育事業

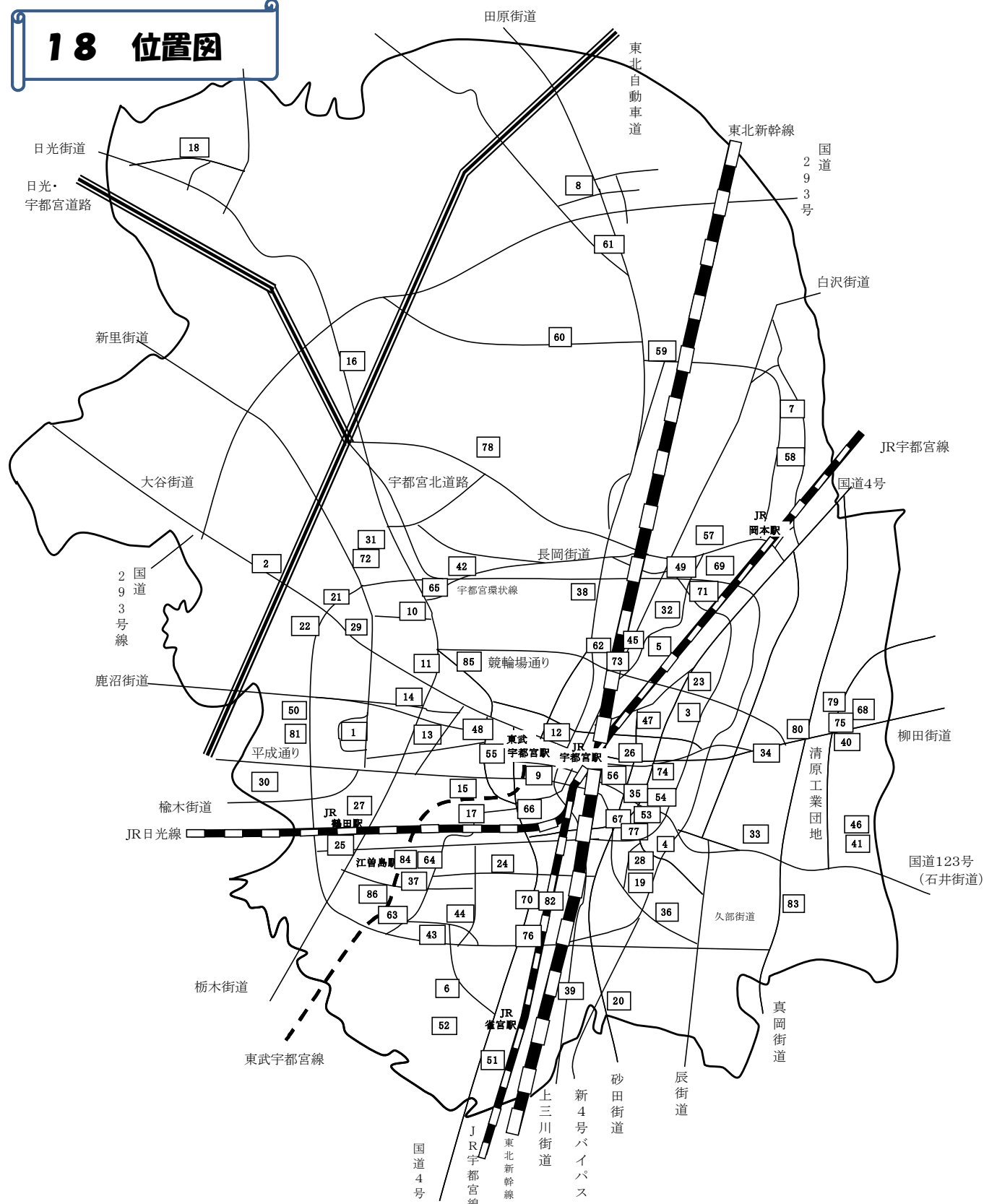
	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 短時間
	164 地域型保育施設 うつのみやなでしこ保育園	竹林町941-3	678-9300	20	0歳～2歳	7:00～20:00	7:00～18:00 8:30～16:30
	165 北総警託児センター 「まもるーむ」	不動前1丁目3-14	635-1212	10	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	166 このみ保育園	平出町435	680-5306	12	0歳～2歳	7:00～19:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	167 みらいの森保育園	雀の宮6丁目5-5	689-9738	10	0歳～2歳	7:00～20:00	7:00～18:00 8:00～16:00
	168 とちのみ保育園	中戸祭1丁目10-37	650-7270	12	0歳～2歳	7:30～20:00	7:30～18:30 8:00～16:00

◆居宅訪問型保育事業

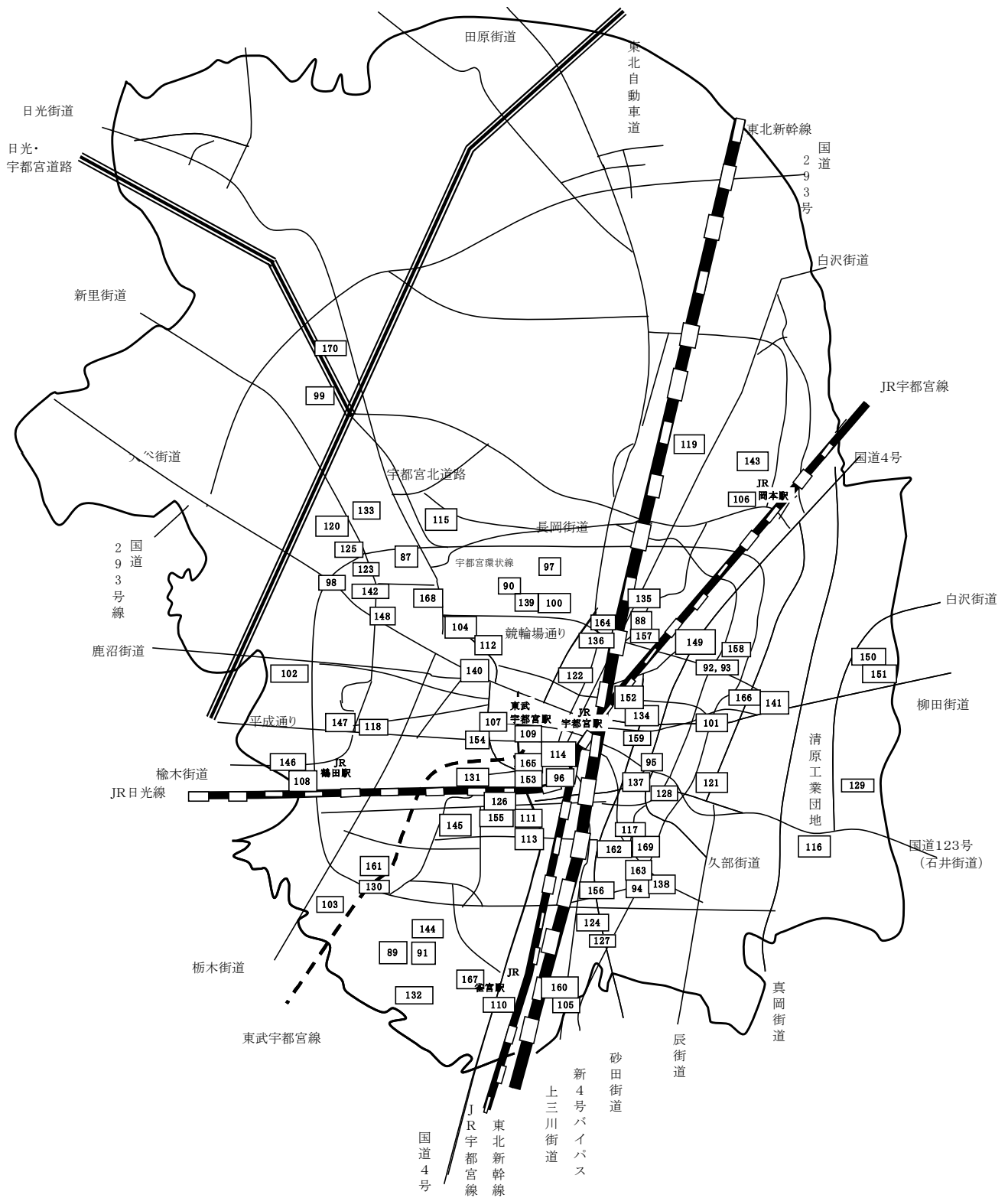
	施設名	住所	電話(028)	利用定員	年齢	開所時間	標準時間 短時間
	169 平松保育園居宅訪問保育	平松本町779-22	661-1465	1	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 要相談
※8	170 うりすん居宅訪問型保育 「かなさん」	徳次郎町365-1	601-7733	1	0歳～2歳	7:00～18:00	7:00～18:00 8:30～16:30

※8 令和3年4月1日から休止中です（再開時期未定）。

18 位置図



公立保育所				私立保育所			
1 西部保育園	9 宇都宮保育園	21 みちおせ保育園	34 まつぼっくり保育園	47 今泉保育園	58 さくら保育園	70 上横田よつば保育園	80 あいせんの森保育園
2 大谷保育園	10 宝木保育園	22 星花幼稚園	35 けいふう保育園	48 住吉第二保育園	59 ゆりかご保育園	71 つながるほいくえん 舞臺が原	81 ハートフルナーサリー 分園ハーモニ
3 泉が丘保育園	11 ナーサリースクールとまつり	23 御幸保育園	36 瑞穂野保育園	49 希望保育園	60 ゆりかごきつず なーさリーすくー	72 西が岡保育園	82 上横田よつば保育園 第二分園
4 石井保育園	12 二葉幼稚園	24 江曾島保育園	37 すみれ保育園	50 ハートフルナーサリー	61 ゆうゆう保育園	73 ひのおか保育園	83 東部ひよこ保育園
5 竹林保育園	13 住吉保育園	25 つくし保育園	38 バンビーニとよさと	51 小羊保育園	62 しらとり保育園	74 ようとう保育園	84 とりのみなみ保育園
6 北雀宮保育園	14 うめばやし保育園	26 バンビーニゆめ	39 たんぼぼ保育園	52 星風会省宮保育園ステラ	63 グリーンナーサリー	75 ゆいの杜保育園	85 松原保育園
7 なかよし保育園	15 弥生保育園	27 つるた保育園	40 清原保育園	53 宇都宮大学 まなびの森保育園	64 みなみ保育園	76 上横田よつば保育園 分園みつば保育園	86 東浦保育園
8 ゆずのこ保育園	16 徳次郎保育園	28 東峰保育園	41 ミドリ保育園	54 宇都宮大学 まなびの森保育園(分園)	65 あゆみ北保育園	77 ひので保育園	
	17 オリーブ保育園	29 陽西保育園	42 ありんこ保育園	55 あゆみ保育園	66 不動前保育園	78 希望保育園分園 やまびこ保育園	
	18 篠井保育園	30 しらゆり幼稚園	43 こばと保育園	56 あずま保育園	67 あさひの保育園	79 ゆいの杜保育園分園 ゆいの杜アクノ保育園	
	19 平松保育園	31 のざわ保育園	44 つばさ保育園	57 ひまわり保育園	68 太陽と青空保育園		
	20 平松保育園の分園 ココロミ保育園 自然の森公園前	32 岩曽保育園	45 ひばり保育園		69 つながるほいくえん 釜井台		
		33 東石井保育園	46 第二ミドリ保育園				



認定こども園				地域型保育事業							
87	認定しらゆりこども園	103	認定こども園あつみ幼稚園	121	あかばね家庭的保育所	135	ころぼっくるの森保育園	151	太陽と虹空保育園	165	北総警託児センター「まもる一む」
88	認定こども園 Hinooka Preschool 鵜の丘幼稚園	104	認定こども園さくらんぼ幼稚園	122	見目家庭的保育所	136	しらとり第二保育園	152	ひばり第二保育園	166	このみ保育園
		105	ひじり認定こども園	123	おのでら家庭的保育所	137	リトル・ワンズ保育園	153	北総警保育センター まもる一む不動前	167	みらいの森保育園
89	さかえ認定こども園	106	認定こども園釜井台幼稚園	124	加藤家庭的保育所	138	ココカラ上桑島			168	とちのみ保育園
90	さくら認定こども園	107	認定こども園清愛幼稚園	125	近藤家庭的保育所	139	さくらベビースクール	154	クロノバ保育園	169	平松保育園居宅訪問保育
91	認定すずめこども園	108	認定こども園伊東文化幼稚園	126	やまざき家庭的保育所	140	きらら保育園宇都宮さくら	155	陽南わかば保育園	170	うりずん居宅訪問型保育「かみなさん」
92	認定うつのみやこども園 石川幼稚園	109	松ヶ峰幼稚園認定こども園	127	地域型保育施設 インターパーク保育園	141	やなぎた保育園	156	やいた保育園		
93	認定うつのみやこども園 東うつのみや保育園	110	認定こども園聖幼稚園			142	あい・あい保育園	157	ひのおか森のナーサリー		
94	風と緑の認定こども園	111	認定こども園陽南幼稚園	128	地域型保育施設 ママくまさんの託児室	143	ほのぼの保育園	158	ゆめキラ。保育園ひらいて		
95	認定こども園さくらが丘	112	認定こども園愛隣幼稚園			144	とちの葉保育園	159	駅ひがし保育園		
96	認定みどりこども園	113	認定こども園陽南第二幼稚園	129	第四ミドリ保育園	145	ひまわりソレイユ保育園	160	ココカラ雀宮		
97	みふみ認定こども園	114	認定こども園静和幼稚園	130	こぼと第二保育園	146	ナーサリーにっこ	161	サンライズキッズ保育園 宇都宮園		
98	認定こども園駒生幼稚園	115	ほうとく認定こども園	131	ひよこ保育園	147	小規模保育べたべた	162	しもぐり保育園		
99	山王認定こども園	116	認定こども園マリア幼稚園	132	きらら保育園宇都宮針ヶ谷	148	ようさいリトル	163	そらまめ保育園		
100	八幡台認定こども園	117	認定こども園恵光幼稚園	133	クオーレ	149	御幸すだち保育園	164	地域型保育施設 うつのみやなでしこ保育園		
101	認定こども園平出つみ幼稚園	118	認定こども園中鶴田幼稚園	134	ニチイキッズ元今泉保育園	150	ゆめキラ。保育園ゆいの杜				
102	認定こども園まこと幼稚園	119	認定こども園ゆたか幼稚園								
		120	認定こども園柿の木幼稚園								

19 その他保育サービスのご案内

◇ 病児保育について

子育てと就労の両立を支援することを目的として、病気やけがのため、集団や家庭での保育ができない期間、お子さまを一時的にお預かりする事業です。

(1) 対象となる児童

次の全てにあてはまる児童が対象となります。

- ・ 宇都宮市に在住する就学前の乳幼児および小学校就学児童
- ・ 病気又は病気やけがの回復期にあるため、集団保育が困難であること
- ・ 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの理由により、家庭での保育が困難であること

(2) 実施施設

実施施設名	住所	電話番号	実施日・時間	送迎
済生会宇都宮病院病児保育施設 おはなほいくえん	宇都宮市竹林町 941-3	678-9600	月～金 8:00～18:00 土曜日 8:00～18:00 第2, 4土曜日 休園	○
福田こどもクリニック	宇都宮市下砥上町 1545-20	659-8850	月～金 8:30～18:00	
ひばり保育園	宇都宮市竹林町 550-2	627-1316	月～金 8:30～17:30	○
宇都宮東病院 どんぐり病児保育室	宇都宮市平出町 435	678-6788	月～金 8:30～17:30	○
ひばりクリニック 病児保育かいつぶり	宇都宮市徳次郎町 365-1	665-8897	月～金 8:30～17:30	○
インターパーク倉持呼吸器内科 ちびっこの保育園病児室	宇都宮市中島町 765-1	653-5969	月・火・木・金・土・日 8:30～18:00 毎週水曜日 休園	

(3) 利用料金

- ・ 生活保護世帯・市民税非課税世帯：日額0円
- ・ その他の世帯：日額2,500円
- ・ ひとり親家庭（※）：利用した際の負担額の半額を補助する制度があります。

※詳しい要件は子ども政策課 632-2386 にお問合わせください。

(4) 送迎対応（要登録）

保育施設等などでお子さまが体調不良になり、保護者が仕事などの都合で迎えに行くことができない場合、病児保育施設の看護師・保育士などが保護者の代わりに迎えに行き、病児保育施設が連携している医療機関の医師の診察を受け、保護者が迎えに来るまで病児保育施設で預かるサービスです。送迎対応が対象となるお子さまは、市内の保育施設等に通っている就学前の児童です。利用するには事前に実施施設に登録が必要となります。

(5) 申込方法

事前に施設に電話予約をしてください。

ご利用の際には、「利用申請書」と利用可能であることを証明した「利用連絡票」を施設に提出してください。

◇ 休日保育について

休日（日曜・祝日・年末年始）に就労や病気等により、ご家庭でお子さまを保育できない場合に、保護者に代わって保育を行います。利用するには、事前に登録が必要です。

（１）対象となる児童

休日（日曜・祝日・年末年始）に保護者が就労、病気等により家庭において保育ができず、次に該当する児童が対象となります。

- ・ 宇都宮市に在住する０歳（生後２か月を経過）から就学前の児童であること
（しもぐり保育園は、小規模保育事業のため０歳（生後２か月を経過）から２歳児まで）
- ・ 原則、２号及び３号の支給認定を受けており、かつ保育園などに入所していること

（２）実施園

実施園名	住 所	電話番号	実施時間
宝木保育園	宇都宮市若草２丁目３－３１	622-1233	7:00～18:00
ようとう保育園	宇都宮市陽東３丁目１５－２７	612-2461	7:00～18:00
しもぐり保育園	宇都宮市下栗町２２８７－６	666-7460	9:00～17:00
東浦保育園	園舎の建替工事のため、 令和８年度中に限り、上横田 よつば保育園（宇都宮市台新田 １丁目２－５）で休日保育を 行います。 令和９年度以降は、東浦保育園 （宇都宮市東浦町４－１２） で休日保育を行います。	666-8383 （上横田 よつば保育園）	8:00～17:30

（３）利用料金

保育料に含まれます。（休日保育利用に係る料金は発生しません）。

（４）利用までの手続き

利用を希望する保育施設等にご連絡いただき、登録するための面接日を決定します。
保育施設等から「休日保育登録申請書」「休日保育利用予定申請書」「健康調査表」を送られますので、ご記入の上母子健康手帳と併せて面接日にご持参ください。

利用されたい月の前月１日から２０日までに申込みください。利用可能人数を超えた場合は、ご利用できない場合がありますのでご注意ください。

その他実施負担分や持ち物等に関しましては各保育施設等にお問合わせください。

◇ 病児保育・休日保育についてのお問合わせは、各保育施設等に直接お問合わせください。

★入園までのスケジュールを立ててみましょう★

(月 日)

希望の施設に電話をし
見学の予約をする



(月 日)

希望の施設を見学する



(月 日)

申込み受付期間の確認
提出書類の準備



(月 日)

入所申込みをする

内定した場合



(月 日)

内定園で面接
必要な用品の準備



✿ 入所・慣らし保育 ✿

(目安は2～4週間)

見学のポイント

- ☐ 保育園までの距離は通える範囲か
- ☐ 保育園の方針に共感できるか
- ☐ 保育士の雰囲気はどうか
- ☐ おむつは持ち込みか
(紙おむつ or 布おむつ)
- ☐ 布団やシーツは持参か
- ☐ 給食の内容(アレルギー対応できるか)
- ☐ 看護師はいるか
- ☐ 雑費・延長保育料金
- ☐ 慣らし保育のスケジュール
- ☐ 保護者会の有無と頻度
- ☐
- ☐
- ☐



問い合わせ先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市子ども部保育課入所・給付グループ（市役所本庁舎2階）

【入退所手続き等の問い合わせ】

保育事務センター ☎ 028-632-2383・2391

【入退所等に関する個別の相談（子どもの健康状況や広域入所等）に関する相談など】

【保育施設を運営する事業者の方】

入所・給付グループ ☎ 028-632-2393・2394